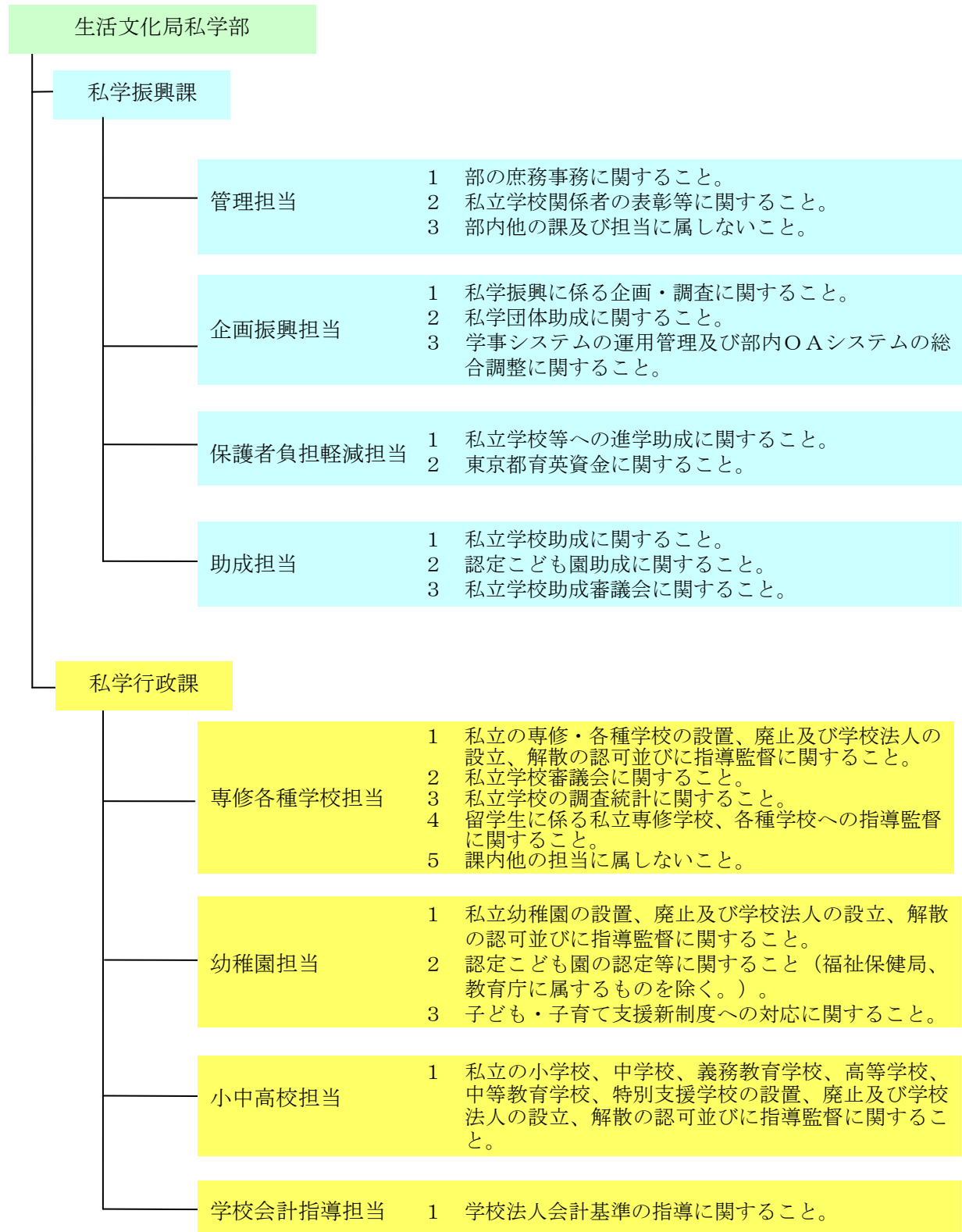


第4章 資 料

第4章 資料

1 東京都生活文化局私学部の組織と予算

(1) 東京都生活文化局私学部の組織 (平成31年4月1日現在)



第4章 資料

(2) 平成31年度私学部所管予算

(単位：千円)

事業名		開始年度	平成31年度	平成30年度	増△減	増減率	主要増減説明等	
経常費	高等学校経常費補助	S 25	(9,472,463) 66,214,456	(9,261,528) 65,578,415	(210,935) 636,041	1.0%	標準的運営費補助率 50%	
	中学校経常費補助	S 25	(3,749,792) 26,043,586	(3,629,787) 25,550,899	(120,005) 492,687	1.9%	標準的運営費補助率 50%	
	小学校経常費補助	S 25	(1,052,540) 6,972,373	(1,024,768) 6,889,498	(27,772) 82,875	1.2%	標準的運営費補助率 50%	
	幼稚園経常費補助	S 25	(2,581,760) 17,976,252	(2,632,162) 17,890,214	(△ 50,402) 86,038	0.5%	標準的運営費補助率 50%	
	小計		(16,856,555) 117,206,667	(16,548,245) 115,909,026	(308,310) 1,297,641	1.1%		
	特別支援学校等経常費補助	S 26	(765,968) 2,056,769	(698,544) 1,915,501	(67,424) 141,268	7.4%	特別支援学校高等部 ①1,518,000→①1,518,000 特別支援学校高等部以外 ①1,505,000→①1,506,000	
	通信制高等学校経常費補助	S 38	(0) 122,706	(0) 123,051	(0) △ 345	△ 0.3%	④43,100 生徒数 2,855人→2,847人	
	計		(17,622,523) 119,386,142	(17,246,789) 117,947,578	(375,734) 1,438,564	1.2%		
	運営費	幼稚園教育振興事業費補助	S 62	957,179	1,014,914	△ 57,735	△ 5.7%	④47,913→④48,825 21,182人→19,604人
		幼稚園特別支援教育事業費補助	S 58	502,544	458,640	43,904	9.6%	⑦784,000→⑦784,000 585人→641人(56人)
私立幼稚園等特色教育等推進補助		H 27	(9,126) 53,158	(8,127) 50,715	(999) 2,443	4.8%	地域教育 82園→87園 保育体験の受入 81園→82園	
専修学校教育振興費補助		S 59	302,109	294,901	7,208	2.4%	学校法人 21校→20校 1,781人→1,834人(53人) 個人立等 6校→4校 142人→110人(▲32人)	
専修学校特別支援教育事業費補助		H 15	122,958	115,368	7,590	6.6%	⑦59,000→759,000 152人→162人(10人)	
専修学校職業実践専門課程推進補助		H 30	226,504	200,000	26,504	13.3%	④4,000円 50,000人→56,626人(6,626人)	
外国人学校教育運営費補助		H 7	91,365	90,375	990	1.1%	⑥15,000 6,025人→6,091人(66人)	
私立幼稚園等自然体験支援事業費補助		H 30	0	20,000	△ 20,000	皆減		
計			(9,126) 2,255,817	(8,127) 2,244,913	(999) 10,904	0.5%		
施設整備費		産業・理科教育施設設備整備費補助	理31	29,858	21,722	8,136	37.5%	産振 9,283千円→17,929千円(8,646千円) 理振 12,439千円→11,929千円(▲510千円)
	私立学校安全対策促進事業費補助	H 15	(5,571,528) 5,629,580	(6,253,924) 6,766,110	(△ 682,396) △ 1,136,530	△ 16.8%	耐震工事、アスベスト対策、非構造部材耐震対策工事 ブロック塀安全対策等	
	私立学校教育振興資金融資利子補給	S 56	403,097	447,487	△ 44,390	△ 9.9%	H30貸付分より利息補給 貸付事業補助930千円(平成12年度で貸付事業終了) 利子補給事業補助5千円	
	高等学校等老朽校舎改築促進事業導入事業費補助	H 21	1,091	4,380	△ 3,289	△ 75.1%	幼小中高特専(高)58校→幼小中高特専(高)56校(▲2校)	
	私立学校省エネ設備等導入事業費補助	H 21	(0)	(0)	(0)			
	私立学校ICT教育環境整備費補助	H 27	529,067	529,563	△ 496	△ 0.1%	中小高70校 補助対象限度額 1,500万円→1,500万円	
	私立幼稚園等環境整備費補助	H 21	(157,916) 195,086	(155,586) 193,732	(2,330) 1,354	0.7%	23年度・24年度は事業休止、25年度二定補正にて復活 園数 369園→381園(12園) ICT化支援事業(H29～)	
	私立高等学校校内生徒就学促進補助	H 14	489,725	474,449	15,276	3.2%	⑥19,000 25,508人→25,775人(267人)	
	高等学校等就学支援金学校事務費補助	H 23	247,324	235,135	12,189	5.2%		
	私立学校外国語指導助手活用事業費補助	H 27	993,509	954,052	39,457	4.1%	ALT200人	
その他	私立学校教員海外派遣研修事業費補助	H 28	108,056	102,590	5,466	5.3%	対象教員数100人→100人 平成29年度事業開始	
	私立高等学校外部検定試験料補助	H 29	529,535	531,107	△ 1,572	△ 0.3%	対象人数35,000人	
	私立幼稚園等施設型給付費負担金	H 27	5,130,463	4,145,780	984,683	23.8%	幼稚園 95施設→104施設 こども園 66施設→69施設	
	私立幼稚園等一時預かり事業費補助	H 27	963,053	918,423	44,630	4.9%	園数 224園→212園	
	私立幼稚園預かり保育推進補助	H 14	(268,987) 936,766	(278,446) 936,428	(△ 9,459) 338	0.0%	経常費特別補助分を統合(27年度～)	
	認定こども園整備費等補助	H 27	(313,340) 675,359	(584,796) 936,834	(△ 271,456) △ 261,475	△ 27.9%	認定こども園整備事業費補助等8事業	
	私立専修学校教育環境整備費補助	S59 H29元	360,123	357,616	2,507	0.7%	教育設備・研究用図書、専修学校評価促進	
	計		(6,311,771) 17,530,955	(7,272,752) 17,860,442	(△ 960,981) △ 329,487	△ 1.8%		
	保	高等学校等特別奨学金補助	S 48	(0) 15,839,710	(0) 15,576,587	(0) 263,123	1.7%	補助単価増 57,779人→60,360人(2,581人)
		高等学校等就学支援金	H 22	(16,743,426) 16,743,426	(17,124,726) 17,124,726	(△ 381,300) △ 381,300	△ 2.2%	法定受託事務 97,600人→95,600人(▲2,000人) *小中学校等就学支援実証事業を含む(H29～) *非課税世帯第1子 ⑨98,500円 12,740人→11,500人(△1,240人) *高等学校等学び直し支援金を含む(H29～)
高等学校等奨学給付金事業費補助		H 26	(462,165) 1,260,028	(512,786) 1,324,170	(△ 50,621) △ 64,142	△ 4.8%	対象人数 760人	
私立高等学校海外留学推進補助		H 25	564,467	508,890	55,577	10.9%		
高等学校校定時制及び通信教育振興奨励費補助		S 59	2,224	1,077	1,147	106.5%	2,261冊→2,869冊(608冊)	
高等学校等入学支度金貸付利子補給		S 43	10,649	7,315	3,334	45.6%	貸付額 ②50,000 2,437人→2,372人 平成11年度から利子補給方式	
幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助		S 47	4,132,088	4,823,529	△ 691,441	△ 14.3%	園児数 92,493人→90,075人(▲2,418人)	
私立幼稚園等子育て支援施設利用給付事業費補助		H 31	5,175,216	0	5,175,216	皆増		
私立学校被災生徒等受入支援事業費補助		H 23	(25,533) 26,331	(29,068) 30,252	(△ 3,921) △ 3,921	△ 13.0%	授業料等減免事業費補助 25,455千円 臨時支援金 876千円	
私立専修学校修学支援実証研究事業費補助		H 27	(25,383) 25,383	(22,899) 22,899	(2,484) 2,484	10.8%	協力校 16校→35校	
教職員福利等	計		(17,256,507) 43,779,522	(17,689,479) 39,419,445	(△ 432,972) 4,360,077	11.1%		
	私立学校退職手当補助	S 41	4,076,167	4,072,895	3,272	0.1%	標準給与月額総額の36/1000	
	私立学校教職員共済費補助	S 29	1,697,041	1,669,160	27,881	1.7%	標準給与月額総額の8/1000	
	私立学校教育研究費補助	S 25	72,905	72,905	0	0.0%		
	計		5,846,113	5,814,960	31,153	0.5%		
	合 計		(41,199,927) 188,798,549	(42,217,147) 183,287,338	(△ 1,017,220) 5,511,211	3.0%		
	私立学校振興費・管理費(事務費)							
	育英資金事業費補助	H 17	(1,680) 386,059	(2,100) 653,021	(△ 420) △ 266,962	△ 40.9%	治安回復のための留学生対策 11,884千円 国の高校奨学金事業移管分 1,386人→1,225人 東京都育英資金事業移管分 3,064人→2,497人	
	育英資金貸付	S 29	0	0	0	-	平成20年度で貸付終了(新規貸付は平成16年度に終了)	
	計		(224,206) 70,941	(289,267) 30,979	(△ 65,061) 39,962	129.0%		
計		(225,915) 457,000	(291,396) 684,000	(△ 65,481) △ 227,000	△ 33.2%			
私学部予算合計								
		(41,585,143) 190,177,146	(42,602,220) 184,544,757	(△ 1,017,077) 5,632,389	3.1%			

注) () 内は特定財源(国庫・基金等)

(3) 東京都一般会計決算と教育関係決算の推移

(単位：百万円)

区 分	開始年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 般 会 計		(2.5) 6,049,866	(5.9) 6,403,918	(6.0) 6,787,125	(△2.8) 6,598,877	(1.4) 6,693,202
教 育 費		(△0.2) 720,003	(1.3) 729,061	(1.0) 736,105	(4.6) 770,290	(0.4) 773,657
学 務 費		(△0.8) 192,570	(△1.6) 189,512	(△1.6) 186,568	(△0.9) 184,935	(4.4) 193,114
私 学 助 成		(△2.0) 167,239	(△1.4) 164,827	(△1.1) 162,999	(△0.7) 161,907	(5.7) 171,076
高 等 学 校 経 常 費	S. 25	62,919	63,401	64,111	65,449	65,943
中 学 校 経 常 費	S. 25	25,310	25,499	25,149	25,065	25,032
小 学 校 経 常 費	S. 25	6,201	6,253	6,383	6,343	6,457
幼 稚 園 経 常 費	S. 25	19,274	19,910	18,389	18,469	18,814
特 別 支 援 学 校 等 経 常 費	S. 26	1,301	1,424	1,467	1,528	1,643
通 信 制 高 等 学 校 経 常 費	S. 38	111	105	102	100	123
幼 稚 園 教 育 振 興 事 業 費	S. 62	2,059	2,019	1,156	1,101	1,053
幼 稚 園 特 別 支 援 教 育 事 業 費	S. 58	154	164	178	188	406
専 修 学 校 教 育 振 興 費	S. 59	280	299	300	300	295
専 修 学 校 特 別 支 援 教 育 事 業 費	H. 15	59	53	52	59	113
外 国 人 学 校 教 育 運 営 費	H. 7	64	66	69	80	82
産 業 ・ 理 科 教 育 施 設 設 備	産27理31	88	46	38	49	34
安 全 対 策 促 進 事 業 費	H. 15	7,276	5,642	4,307	2,618	2,466
振 興 資 金 融 資 利 子 補 給	S. 56	399	470	427	373	351
老 朽 校 舎 改 築 促 進 事 業	H. 8	27	22	17	11	7
I C T 教 育 環 境 整 備 費 補 助	H. 23	120	— — —	297	462	604
省 エ ネ 設 備 等 導 入 事 業 費	H. 21	263	206	210	518	684
幼 稚 園 等 環 境 整 備 費	H. 21	181	145	122	118	136
高 校 都 内 生 就 学 促 進	H. 14	604	656	660	676	668
幼 稚 園 預 かり 保 育 推 進	H. 14	424	590	1,223	1,195	1,083
認 定 こ ど も 園 整 備 費 等 補 助	H. 19	628	875	307	315	271
専 修 学 校 教 育 環 境 整 備 費	S. 59	491	507	350	329	351
高 等 学 校 等 特 別 奨 学 金	S. 48	一 般⑩102,800 基準未満⑩124,400 非課税等⑩139,400 生 保 等⑩189,400 4,339	一 般⑩103,400 基準未満⑩127,600 非課税等⑩88,000 生 保 等⑩132,000 4,594	一 般⑩104,400 基準未満⑩129,600 非課税等⑩90,000 生 保 等⑩135,000 5,079	一 般⑩107,100 基準未満⑩135,000 非課税等⑩95,400 生 保 等⑩143,000 5,506	一 般⑩323,200 基準未満⑩204,400 非課税等⑩145,000 生 保 等⑩145,000 12,488
高 等 学 校 等 奨 学 給 付 金	H. 26	— — —	239	545	924	1,076
高 等 学 校 等 就 学 支 援 金	H. 22	23,341	20,498	17,683	14,801	15,206
高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 学 校 事 務 費 補 助	H. 23	145	208	255	289	287
高 等 学 校 定 時 制 及 び 通 信 教 育 振 興 奨 励 費 補 助	H. 23	3	2	3	2	1
高 等 学 校 等 入 学 支 度 金	S. 43	利子補給 9	利子補給 9	利子補給 8	利子補給 6	利子補給 6
幼 稚 園 保 護 者 負 担 軽 減	S. 47	年 収 730 万 円 以 下 ②28,800 年 収 680 万 円 以 下 ④42,000 年 収 360 万 円 以 下 ⑤54,000 生 保 等 ⑦74,400 5,208	年 収 730 万 円 以 下 ②28,800 年 収 680 万 円 以 下 ④42,000 年 収 360 万 円 以 下 ⑤54,000 生 保 等 ⑦74,400 5,069	年 収 730 万 円 以 下 ②28,800 年 収 680 万 円 以 下 ④42,000 年 収 360 万 円 以 下 ⑤54,000 生 保 等 ⑦74,400 4,681	年 収 730 万 円 以 下 ②28,800 年 収 680 万 円 以 下 ④42,000 年 収 360 万 円 以 下 ⑤54,000 生 保 等 ⑦74,400 4,498	年 収 730 万 円 以 下 ②28,800 年 収 680 万 円 以 下 ④42,000 年 収 360 万 円 以 下 ⑤54,000 生 保 等 ⑦74,400 4,345
幼 稚 園 等 施 設 型 給 付 費 負 担 金	H. 27	— — —	— — —	2,722	3,471	3,574
幼 稚 園 等 一 時 預 かり 事 業 費 補 助	H. 27	— — —	— — —	52	102	476
幼 稚 園 等 特 色 教 育 等 推 進 補 助	H. 27	— — —	— — —	35	38	39
認 定 こ ど も 園 新 制 度 移 行 支 援 特 別 補 助	H. 27	— — —	— — —	233	234	— — —
幼 稚 園 就 園 奨 励 特 別 補 助	H. 22	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
被 災 生 徒 等 受 入 支 援 事 業 費 補 助	H. 23	197	114	66	45	26
防 災 用 品 緊 急 整 備 事 業 費 補 助	H. 23	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
幼 稚 園 防 災 備 蓄 倉 庫 整 備 費 補 助	H. 25	122	— — —	— — —	— — —	— — —
私 立 学 校 退 職 手 当	S. 41	3,900	3,902	3,929	3,945	3,962
私 立 学 校 共 済 費	S. 29	1,531	1,538	1,559	1,584	1,612
私 立 学 校 教 育 研 究 費	S. 25	72	83	71	71	70
高 等 学 校 海 外 留 学 推 進 補 助	H. 25	138	219	319	365	422
外 国 語 指 導 助 手 活 用 事 業 費 補 助	H. 27	— — —	— — —	436	649	725
外 部 検 定 試 験 料 補 助	H. 29	— — —	— — —	— — —	— — —	117
外 国 語 科 教 員 海 外 派 遣 研 修 事 業 費 補 助	H. 28	— — —	— — —	— — —	19	13
専 修 学 校 修 学 支 援 実 証 研 究 事 業 費 補 助	H. 27	— — —	— — —	9	12	15
育 英 資 金 事 業 費 補 助	H. 17	1,502	1,109	777	558	252

第4章 資 料

2 私立学校に関する統計資料

(1) 都内学校数等の推移（昭和54年度～平成30年度）

区分 年度	高等学校（全日制・定時制）				中 学 校				小 学 校			
	学校数（校）		生徒数（人）		学校数（校）		生徒数（人）		学校数（校）		生徒数（人）	
	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立
54	247(13)	452	257,945	461,659	187(54)	796	54,405	472,524	53(2)	1,409	25,307	1,060,176
55	245(11)	456	262,476	477,208	183(49)	804	53,620	481,278	52(2)	1,430	25,107	1,056,348
56	244(10)	457	264,940	487,200	183(49)	816	53,851	492,619	52(2)	1,440	25,032	1,038,536
57	244(10)	457	260,843	483,107	183(48)	824	55,937	515,580	52(2)	1,454	24,875	1,008,917
58	245(10)	461	267,861	494,795	185(48)	837	57,629	519,821	52(2)	1,466	24,998	969,942
59	246(11)	464	273,546	506,974	187(47)	850	59,688	525,324	52(2)	1,473	25,088	928,786
60	245(9)	465	282,534	526,908	186(45)	852	61,469	532,313	52(2)	1,475	25,257	882,702
61	245(10)	466	281,768	529,703	188(44)	854	63,705	532,584	52(3)	1,475	25,335	837,282
62	245(10)	466	282,853	533,296	185(42)	857	65,169	517,592	52(3)	1,477	25,435	793,478
63	245(8)	467	288,265	542,096	185(37)	857	66,209	486,877	51(2)	1,477	25,542	759,459
元	245(8)	468	290,252	543,166	185(36)	858	67,178	451,241	51(2)	1,482	25,772	733,136
2	244(7)	467	286,432	529,675	183(33)	857	69,181	425,512	50(1)	1,480	25,867	709,140
3	244(7)	468	276,640	503,166	184(28)	857	72,390	408,857	50(1)	1,477	25,978	688,721
4	244(7)	467	261,877	472,140	184(25)	857	76,062	397,289	51(1)	1,477	26,401	688,450
5	244(7)	467	250,544	446,829	184(25)	857	79,077	380,065	51(1)	1,468	26,165	651,542
6	243(7)	465	243,307	430,094	187(25)	861	80,510	366,736	51(1)	1,467	26,227	634,355
7	242(6)	464	237,876	417,137	182(15)	856	81,082	356,402	50	1,465	26,233	617,682
8	238(2)	462	227,904	398,466	179(2)	854	81,161	351,996	50	1,460	26,241	598,020
9	237(1)	458	216,305	381,497	178(1)	851	81,029	347,083	50	1,455	26,247	581,308
10	237(1)	458	208,122	369,403	178(1)	848	79,772	339,365	50	1,452	26,224	569,947
11	237(1)	458	204,113	364,531	179(1)	848	78,108	328,498	50	1,446	26,179	561,792
12	238(1)	458	200,421	358,824	179(1)	846	76,521	318,707	50	1,441	26,159	557,808
13	238(1)	457	194,798	349,813	179(1)	843	75,711	312,565	50	1,429	26,140	558,286
14	238(2)	456	188,334	338,051	179(1)	839	74,659	305,622	51	1,411	26,264	560,912
15	238(2)	452	184,151	329,659	179(1)	839	74,332	299,439	51	1,404	26,412	567,216
16	238(2)	445	182,006	325,178	179(1)	837	74,629	295,387	51	1,399	26,412	572,575
17	238(2)	448	178,723	318,279	180(3)	832	75,934	295,843	52	1,389	26,557	580,036
18	238(2)	451	175,348	311,592	181(3)	828	77,484	298,062	52	1,387	26,716	586,492
19	238(2)	450	172,984	306,810	183(3)	826	80,013	304,555	53	1,382	26,908	588,374
20	238(3)	447	173,355	306,508	184(3)	822	81,640	307,538	53	1,375	26,971	592,736
21	237(2)	438	173,933	308,253	184(3)	817	82,601	311,305	53	1,373	27,006	594,326
22	237(2)	435	176,196	313,183	187(4)	822	81,066	309,247	53	1,370	26,862	595,669
23	237(2)	434	175,537	313,779	187(4)	819	79,700	311,982	53	1,367	26,571	592,192
24	237(2)	432	175,838	315,262	188(3)	819	77,748	311,758	53	1,363	26,261	586,412
25	237(2)	431	174,003	312,593	188(3)	818	76,597	312,764	53	1,358	26,015	585,535
26	237(2)	431	175,746	315,967	188(3)	817	75,134	311,841	53	1,355	25,682	587,983
27	237(2)	429	176,292	316,839	188(3)	815	74,357	310,874	53	1,351	25,360	592,158
28	237(3)	429	177,328	318,366	188(3)	808	74,322	306,820	53	1,339	25,153	594,053
29	237(3)	429	176,246	316,832	188(3)	807	74,217	304,199	53	1,335	25,106	601,414
30	237(4)	429	175,302	314,305	187(4)	804	74,504	300,085	53	1,332	25,092	609,512

注1) 学校数欄の（ ）内の数値は休校数で内数

注2) 高校の生徒数は本科生のみ

区分 年度	幼 稚 園				専 修 学 校				各 種 学 校				幼保連携型認定こども園			
	学校数（校）		生徒数（人）		学校数（校）		生徒数（人）		学校数（校）		生徒数（人）		学校数（校）		生徒数（人）	
	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	国公立	私 立	公私立	私 立	公私立
54	1,090(11)	1,386	224,403	259,384	249(0)	278	114,109	118,475	379(35)	382	186,447	144,154	-	-	-	-
55	1,087(12)	1,390	204,281	238,075	280(2)	310	125,594	130,112	359(33)	361	178,824	132,417	-	-	-	-
56	1,085(15)	1,390	185,402	217,538	312(3)	345	145,191	149,908	336(39)	338	162,767	109,088	-	-	-	-
57	1,080(27)	1,385	176,512	207,595	322(7)	354	149,883	154,757	330(44)	332	160,144	102,795	-	-	-	-
58	1,075(30)	1,381	171,970	201,952	326(5)	358	161,045	166,047	321(45)	323	159,468	100,184	-	-	-	-
59	1,068(38)	1,376	166,900	195,790	346(6)	378	168,217	173,327	310(46)	312	147,659	93,022	-	-	-	-
60	1,054(35)	1,364	162,548	190,233	368(8)	400	168,951	174,069	302(45)	303	128,772	85,377	-	-	-	-
61	1,040(39)	1,350	160,332	186,951	379(10)	410	185,282	190,204	295(41)	296	86,159	86,179	-	-	-	-
62	1,032(30)	1,342	161,831	187,413	396(10)	427	209,148	213,854	284(47)	285	80,117	80,137	-	-	-	-
63	1,017(30)	1,328	164,675	188,934	404(6)	432	223,341	227,925	278(53)	279	78,965	78,986	-	-	-	-
元	1,015(35)	1,317	164,491	187,670	412(4)	440	237,258	241,731	268(50)	269	76,824	76,804	-	-	-	-
2	1,011(40)	1,310	162,685	184,153	431(10)	459	250,025	254,499	261(49)	262	71,666	71,685	-	-	-	-
3	1,004(47)	1,300	162,321	181,708	436(13)	462	263,157	267,661	253(55)	254	67,323	67,343	-	-	-	-
4	989(47)	1,283	161,658	179,354	429(11)	455	265,329	270,045	237(51)	238	64,122	64,142	-	-	-	-
5	977(48)	1,262	159,056	175,556	425(5)	451	259,483	264,394	232(51)	233	58,082	58,101	-	-	-	-
6	969(47)	1,254	153,469	169,084	428(9)	454	241,533	246,462	230(48)	231	53,134	53,152	-	-	-	-
7	961(45)	1,244	150,399	165,358	431(11)	458	225,991	231,253	227(47)	228	49,816	49,832	-	-	-	-
8	949(42)	1,229	149,573	164,185	435(13)	462	216,410	222,044	220(47)	221	46,781	46,799	-	-	-	-
9	938(40)	1,213	149,365	163,932	435(11)	462	209,677	215,494	217(51)	218	43,019	43,035	-	-	-	-
10	928(38)	1,193	151,700	166,785	440(18)	466	199,110	204,944	210(49)	211	41,169	41,187	-	-	-	-
11	923(39)	1,182	153,029	168,779	436(23)	462	194,453	199,835	204(49)	205	38,707	38,725	-	-	-	-
12	914(41)	1,165	155,193	170,867	439(23)	465	191,205	196,457	201(49)	202	37,236	37,254	-	-	-	-
13	904(37)	1,150	155,455	171,000	438(21)	460	190,558	195,409	195(50)	196	36,306	36,316	-	-	-	-
14	892(30)	1,128	159,842	175,600	444(25)	465	191,779	196,126	192(54)	192	34,074	34,074	-	-	-	-
15	886(31)	1,117	161,095	176,905	444(25)	463	190,775	194,544	187(54)	187	33,840	33,840	-	-	-	-
16	878(27)	1,108	163,004	179,026	452(26)	466	190,698	193,273	182(54)	182	33,035	33,035	-	-	-	-
17	874(28)	1,100	163,274	179,392	447(18)	459	184,779	187,162	179(51)	179	29,900	29,900	-	-	-	-
18	870(32)	1,095	163,110	178,850	449(18)	461	172,426	174,699	176(52)	176	29,798	29,798	-	-	-	-
19	868(30)	1,084	162,524	177,675	444(19)	456	160,757	162,932	179(51)	179	31,054	31,054	-	-	-	-
20	865(28)	1,080	161,207	175,952	439(21)	451	149,011	151,115	178(54)	178	29,684	29,684	-	-	-	-
21	861(29)	1,064	157,932	172,019	437(20)	449	138,751	140,875	173(54)	173	29,385	29,385	-	-	-	-
22	858(30)	1,057	157,414	171,273	435(17)	446	139,782	141,767	171(53)	171	28,285	28,285	-	-	-	-
23	854(28)	1,051	157,745	171,769	420(26)	431	140,622	142,547	168(58)	168	23,029	23,029	-	-	-	-
24	850(26)	1,042	159,379	173,642	408(19)	419	140,063	141,989	163(43)	163	22,563	22,563	-	-	-	-
25	848(32)	1,039	158,051	172,467	403(17)	414	142,266	144,189	161(57)	161	22,185	22,185	-	-	-	-
26	840(31)	1,023	156,249	170,673	399(12)	409	142,641	144,840	157(53)	157	22,233	22,233	-	-	-	-
27	833(33)	1,010	151,595	165,348	395(12)	404	142,953	144,909	155(53)	155	22,068	22,068	11(0)	17	2,775	3,649
28	827(35)	1,004	147,915	161,275	393(10)	402	143,649	145,607	152(53)	152	24,038	24,038	15(0)	21	3,455	4,333
29	822(35)	995	144,566	157,418	394(9)	403	143,757	145,719	154(52)	154	24,696	24,696	18(0)	27	3,908	5,110
30	818(34)	991	141,800	154,423	396(12)	405	144,401	146,364	156(53)	156	26,605	26,605	21(0)	30	4,624	5,812

(各年度5月1日現在)

第4章 資 料

(2) 平成30年度小学校・中学校・高等学校等学年別在学者数

区 分			生徒数 学校数 (校)	設 置 者 別 在 学 者 数 (人)						
				1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合 計
小 学 校	都 内	国 立	6	600	595	592	598	603	646	3,634
		公 立	1,273	97,389	98,008	97,649	96,947	96,354	94,439	580,786
		私 立	53	4,203	4,196	4,162	4,144	4,161	4,226	25,092
		計	1,332	102,192	102,799	102,403	101,689	101,118	99,311	609,512
	全 国	国 立	70	6,346	6,363	6,255	6,297	6,263	6,313	37,837
		公 立	19,591	1,024,664	1,043,068	1,045,140	1,061,346	1,069,996	1,068,037	6,312,251
		私 立	231	13,203	13,048	13,112	12,897	12,663	12,856	77,779
		計	19,892	1,044,213	1,062,479	1,064,507	1,080,540	1,088,922	1,087,206	6,427,867
中 学 校	都 内	国 立	6	865	917	923	-	-	-	2,705
		公 立	611	71,808	74,719	76,349	-	-	-	222,876
		私 立	187	25,133	24,572	24,799	-	-	-	74,504
		計	804	97,806	100,208	102,071	-	-	-	300,085
	全 国	国 立	71	9,633	9,997	10,009	-	-	-	29,639
		公 立	9,421	962,987	998,346	1,022,372	-	-	-	2,983,705
		私 立	778	79,897	79,068	79,361	-	-	-	238,326
		計	10,270	1,052,517	1,087,411	1,111,742	-	-	-	3,251,670
高 等 学 校 ・ 全 国 定 校	都 内	国 立	6	1,115	1,078	1,069	0	専攻科 0	別科 0	3,262
		公 立	186	44,955	45,100	43,792	1,894	0	0	135,741
		私 立	237	59,458	57,871	57,973	0	80	0	175,382
		計	429	105,528	104,049	102,834	1,894	80	0	314,385
	全 国	国 立	15	2,900	2,839	2,840	0	0	0	8,579
		公 立	3,559	723,462	727,266	718,501	12,453	3,091	147	2,184,920
		私 立	1,323	351,346	344,831	339,428	151	6,406	0	1,042,162
		計	4,897	1,077,708	1,074,936	1,060,769	12,604	9,497	147	3,235,661
特 別 支 援 学 校	都 内	国 立	4	幼稚部 27	小学部 123	中学部 106	高等部 179	-	-	435
		公 立	62	132	4,488	2,294	5,818	-	-	12,732
		私 立	4	36	87	42	54	-	-	219
		計	70	195	4,698	2,442	6,051	-	-	13,386
	全 国	国 立	45	69	858	807	1,211	-	-	2,945
		公 立	1,082	1,329	41,927	29,215	67,190	-	-	139,661
		私 立	14	42	143	104	484	-	-	773
		計	1,141	1,440	42,928	30,126	68,885	-	-	143,379

注1)休校中の学校を含む。

注2)特別支援学校については、学年別ではなく部制をとっている。

注3)出典は、学校基本調査による。

(平成30年5月1日現在)

(3) 平成30年度都内私立高等学校生徒数及び学級数等

(単位：人、学級)

区 分		普 通 科				その他の専門学科				合 計			
		1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
学 則	生徒数	63,950	63,585	63,671	191,206	2,894	3,224	3,527	9,645	66,844	66,809	67,198	200,851
	学級数	1,491	1,485	1,486	4,462	69	77	85	231	1,560	1,562	1,571	4,693
	1学級当たり	42.9	42.8	42.8	42.9	41.9	41.9	41.5	41.8	42.8	42.8	42.8	42.8
実 数	生徒数	56,745	54,604	54,758	166,107	2,327	2,815	2,806	7,948	59,072	57,419	57,564	174,055
		55,906	55,665	54,807	166,378	2,890	2,887	2,780	8,557	58,796	58,552	57,587	174,935
	学級数	1,570	1,544	1,556	4,670	71	87	84	242	1,641	1,631	1,640	4,912
		1,531	1,552	1,545	4,628	85	85	81	251	1,616	1,637	1,626	4,879
	1学級当たり	36.1	35.4	35.2	35.6	32.8	32.4	33.4	32.8	36.0	35.2	35.1	35.4
		36.5	35.9	35.5	36.0	34.0	34.0	34.3	34.1	36.4	35.8	35.4	35.9

注1) 実数欄の上段は平成30年度、下段は平成29年度の実数である。(平成30年5月1日現在)

注2) 全日制活動校 231校

注3) 出典は、生活文化局私学部調査による。

(4) 平成30年度都内全日制・定時制・通信制高等学校生徒数

(単位：人、%)

内 訳 国公立別		学校数 (活動校)	30年度 入学定員	生 徒 数				
				1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	計
国 立	全日制	6 (1.5)	1,095 (1.0)	1,115 (1.1)	1,078 (1.1)	1,069 (1.1)	—	3,262 (1.1)
	定時制	—	—	—	—	—	—	—
	通信制	—	—	—	—	—	—	—
都 立	全日制	173 (42.2)	42,648 (39.1)	41,800 (41.0)	41,728 (41.6)	40,707 (41.0)	—	124,235 (41.2)
	定時制	55 (93.2)	4,435 (90.9)	3,155 (89.3)	3,372 (88.8)	3,085 (88.7)	1,894 (100.0)	11,506 (90.6)
	通信制	3 (27.3)	—	—	—	—	—	1,516 (14.2)
私 立	全日制	231 (56.3)	65,396 (59.9)	59,078 (57.9)	57,446 (57.3)	57,579 (58.0)	—	174,103 (57.7)
	定時制	4 (6.8)	446 (9.1)	380 (10.7)	425 (11.2)	394 (11.3)	—	1,199 (9.4)
	通信制	8 (72.7)	—	—	—	—	—	9,131 (85.8)
計	全日制	410 (100.0)	109,139 (100.0)	101,993 (100.0)	100,252 (100.0)	99,355 (100.0)	—	301,600 (100.0)
	定時制	59 (100.0)	4,881 (100.0)	3,535 (100.0)	3,797 (100.0)	3,479 (100.0)	1,894 (100.0)	12,705 (100.0)
	通信制	11 (100.0)	—	—	—	—	—	10,647 (100.0)

注1) () 内の数値は割合である。(平成30年5月1日現在)

注2) 学校数は全日制・定時制・通信制ごとの数であり、実際の学校数とは異なる。

注3) 生徒数は本科のみである。

注4) 出典は、学校基本調査による。

第4章 資 料

(5) 都内私立高等学校（全日制）生徒退学者の状況

（単位：人、％）

学 年 年度・学科		1 学 年			2 学 年			3 学 年			合 計		
		生徒数	退学者数	退学率	生徒数	退学者数	退学率	生徒数	退学者数	退学率	生徒数	退学者数	退学率
24 年 度	普通科	55,728	838	1.5	53,302	507	1.0	54,357	141	0.3	163,387	1,486	0.9
	専門学科	3,558	118	3.3	3,711	118	3.2	3,680	26	0.7	10,949	262	2.4
	計	59,286	956	1.6	57,013	625	1.1	58,037	167	0.3	174,336	1,748	1.0
25 年 度	普通科	55,103	693	1.3	54,561	494	0.9	52,683	128	0.2	162,347	1,315	0.8
	専門学科	3,576	110	3.1	3,302	56	1.7	3,401	24	0.7	10,279	190	1.8
	計	58,679	803	1.4	57,863	550	1.0	56,084	152	0.3	172,626	1,505	0.9
26 年 度	普通科	56,770	676	1.2	53,987	518	1.0	53,769	125	0.2	164,526	1,319	0.8
	専門学科	3,131	54	1.7	3,491	34	1.0	3,256	17	0.5	9,878	105	1.1
	計	59,901	730	1.2	57,478	552	1.0	57,025	142	0.2	174,404	1,424	0.8
27 年 度	普通科	56,771	679	1.2	55,609	505	0.9	53,165	127	0.2	165,545	1,311	0.8
	専門学科	2,889	21	0.7	3,077	31	1.0	3,426	11	0.3	9,392	63	0.7
	計	59,660	700	1.2	58,686	536	0.9	56,591	138	0.2	174,937	1,374	0.8
28 年 度	普通科	56,893	841	1.5	55,565	558	1.0	54,764	177	0.3	167,222	1,576	0.9
	専門学科	2,943	56	1.9	2,848	39	1.4	3,006	12	0.4	8,797	107	1.2
	計	59,836	897	1.5	58,413	597	1.0	57,770	189	0.3	176,019	1,683	1.0
29 年 度	普通科	55,923	1,053	1.9	55,687	703	1.3	54,814	156	0.3	166,424	1,912	1.1
	専門学科	2,890	46	1.6	2,888	41	1.4	2,780	12	0.4	8,558	99	1.2
	計	58,813	1,099	1.9	58,575	744	1.3	57,594	168	0.3	174,982	2,011	1.1

注）出典は、文部科学省調査による。

（各年度3月31日現在）

(6) 都道府県別私立学校数・生徒数

(単位：校、人)

	高校(全・定)		中学校		小学校		幼稚園		専修学校		各種学校		幼保連携型認定こども園	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
北海道	51	29,921	16	2,942	3	137	368	46,342	151	24,162	49	3,780	174	24,210
青 森	17	8,994	5	471	0	0	85	4,966	25	2,090	11	233	207	17,128
岩 手	13	6,604	3	212	1	57	52	5,535	32	4,642	7	416	56	7,131
宮 城	18	16,907	7	1,357	5	864	165	24,549	60	15,328	23	2,007	28	4,227
秋 田	5	2,417	1	0	0	0	34	2,429	20	1,279	4	103	54	7,492
山 形	14	9,100	0	0	0	0	61	6,065	19	1,703	5	127	44	6,018
福 島	18	10,195	8	764	4	606	114	13,631	49	5,524	11	462	54	7,828
茨 城	24	20,813	13	3,705	7	1,501	127	18,346	60	8,960	12	662	110	15,810
栃 木	14	16,319	7	1,228	1	373	98	14,799	57	7,718	20	1,045	90	15,919
群 馬	13	12,804	6	1,292	3	860	83	8,801	66	9,779	23	1,940	144	19,898
埼 玉	48	55,800	30	9,087	5	2,125	495	89,918	100	20,205	27	2,820	78	14,713
千 葉	54	48,213	24	9,754	10	3,318	403	70,653	92	19,892	18	593	53	7,836
東 京	237	175,302	187	74,504	53	25,092	818	141,800	396	144,401	156	26,605	21	4,624
神奈川	79	70,391	64	24,907	32	10,585	611	111,491	103	25,356	12	3,387	83	14,248
新 潟	16	12,864	4	643	0	0	58	4,766	78	14,577	6	124	108	14,537
富 山	10	6,175	1	286	0	0	28	2,067	23	2,815	23	3,028	85	12,292
石 川	10	8,769	3	281	1	94	52	5,853	35	4,220	20	3,373	108	12,986
福 井	7	6,152	4	385	1	53	19	1,124	18	1,357	15	2,192	84	9,861
山 梨	11	6,418	8	962	4	1,031	54	3,797	20	2,103	13	472	42	5,478
長 野	17	10,567	7	1,000	4	511	86	8,709	54	5,942	22	1,746	31	4,178
岐 阜	15	11,693	9	1,442	2	570	100	16,554	27	3,314	35	3,400	35	4,119
静 岡	43	31,902	28	5,130	4	1,437	180	26,652	81	12,511	26	1,812	145	22,241
愛 知	55	60,904	22	9,642	3	1,559	381	72,676	160	44,875	69	12,465	116	18,027
三 重	13	10,468	10	2,307	2	660	50	8,782	36	3,975	47	2,788	25	3,662
滋 賀	10	8,328	6	1,663	1	86	19	2,551	21	1,452	11	928	43	6,156
京 都	40	31,455	26	8,689	11	4,521	152	20,319	59	15,405	51	5,279	67	9,740
大 阪	97	93,989	63	21,301	17	6,485	349	71,720	224	73,496	42	10,653	442	66,675
兵 庫	52	35,387	43	12,263	11	3,470	199	34,484	88	17,681	80	7,853	345	43,368
奈 良	16	10,334	11	4,566	6	2,460	41	5,310	31	2,561	32	3,302	28	4,265
和歌山	9	4,824	7	2,284	2	562	33	4,234	17	1,857	34	1,739	31	4,940
鳥 取	8	3,383	3	313	0	0	16	2,007	19	1,634	16	1,384	17	2,988
島 根	10	4,029	3	269	0	0	12	337	19	2,271	29	377	13	1,311
岡 山	23	16,981	9	2,358	4	983	30	5,587	52	9,282	15	1,354	25	3,404
広 島	36	23,392	28	7,324	8	1,836	167	23,490	73	12,001	25	2,226	106	14,203
山 口	20	10,142	8	1,208	1	0	136	13,542	37	4,516	42	2,956	11	1,201
徳 島	3	862	2	408	2	442	10	926	15	1,658	4	109	24	2,986
香 川	10	6,313	5	924	0	0	33	5,141	25	4,913	17	401	17	2,237
愛 媛	12	8,291	4	954	0	0	78	9,570	37	4,771	11	341	31	6,054
高 知	9	5,490	8	3,137	1	315	24	2,048	24	3,174	9	383	7	1,078
福 岡	60	53,445	27	7,081	9	2,494	403	58,668	165	43,843	17	3,735	27	4,235
佐 賀	9	5,899	6	1,302	0	0	49	3,917	29	3,654	3	174	60	8,667
長 崎	22	11,816	14	1,871	4	591	86	8,468	38	3,861	6	203	77	9,685
熊 本	21	16,727	9	1,372	0	0	78	7,889	50	7,726	6	1,187	98	14,266
大 分	14	8,783	4	753	1	294	63	6,648	44	4,273	12	1,213	87	9,671
宮 崎	15	9,167	9	1,821	1	124	81	6,084	35	4,308	4	109	127	13,738
鹿児島	21	14,170	10	1,938	3	423	76	8,714	41	6,841	3	86	168	18,399
沖 縄	4	2,857	6	2,226	4	1,260	31	3,833	57	9,902	35	1,172	45	5,153
計	1,323	1,035,756	778	238,326	231	77,779	6,688	1,015,792	2,962	627,808	1,158	122,744	3,871	528,883

注1) 高校は本科生のみ

(平成30年5月1日現在)

注2) 出典は、学校基本調査による。

第4章 資 料

(7) 全（国公立）高等学校の生徒総数に対する私立高等学校生徒数の割合（全日制・定時制）

（単位：％）

年度 順位	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京	東 京
	56.4	56.3	55.9	55.8	55.7	55.6	55.6	55.7	55.6	55.8
2	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都	京 都
	39.6	39.2	39.0	39.8	41.4	42.7	43.4	43.6	43.9	44.5
3	福 岡	福 岡	福 岡	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪	大 阪	福 岡	大 阪
	38.5	38.6	39.0	39.2	40.8	40.9	40.5	40.5	41.0	41.4
4	大 阪	大 阪	大 阪	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡	福 岡	大 阪	福 岡
	37.3	36.7	37.5	39.1	39.7	39.8	40.1	40.5	40.9	41.2
5	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本	熊 本
	34.3	34.0	34.0	34.1	33.9	34.2	35.0	35.5	35.4	35.5
6	千 葉	千 葉	静 岡	熊 本	熊 本	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川
	31.5	31.2	31.2	32.1	33.0	33.5	33.4	33.5	33.8	34.1
7	愛 知	静 岡	熊 本	静 岡	静 岡	千 葉	千 葉	静 岡	広 島	広 島
	31.3	31.0	31.1	31.3	31.5	31.7	31.9	32.0	32.3	32.5
8	静 岡	愛 知	千 葉	千 葉	千 葉	静 岡	静 岡	広 島	静 岡	静 岡
	31.0	30.7	30.9	31.1	31.4	31.6	31.8	31.8	32.1	32.3
9	熊 本	熊 本	愛 知	愛 知	広 島	広 島	広 島	千 葉	千 葉	千 葉
	29.7	30.2	30.4	30.3	30.5	30.9	31.2	31.8	31.8	32.0
10	埼 玉	埼 玉	広 島	広 島	愛 知	長 崎	長 崎	岡 山	岡 山	岡 山
	29.7	29.6	29.6	30.1	30.4	30.8	31.0	31.5	31.7	31.8
全国	29.7	29.7	29.9	30.3	30.7	31.1	31.3	31.6	31.8	32.1

注1) 私立生徒数／国公立生徒数（％）

（各年度5月1日現在）

注2) 専攻科、別科は除く。

注3) 出典は、学校基本調査による。

(8) 都内私立小学校・中学校・高等学校年度別学費平均額調べ

(単位：円、％)

学 種	年 度	授業料年額（月額）		前年比	入学金	前年比	施設費	前年比	その他	前年比	総額	前年比	検定料	前年比
高 等 学 校 ・ 全 日 制	22	422,724	(35,227)	1.4	247,731	1.6	53,052	△4.5	151,078	0.8	874,585	1.0	22,051	0.5
	23	424,201	(35,350)	0.3	248,391	0.3	51,658	△2.6	153,425	1.6	877,675	0.4	22,065	0.1
	24	426,469	(35,539)	0.5	248,957	0.2	50,896	△1.5	155,413	1.3	881,735	0.5	22,086	0.1
	25	428,001	(35,667)	0.4	249,263	0.1	50,431	△0.9	156,134	0.5	883,829	0.2	22,107	0.1
	26	431,714	(35,976)	0.9	248,351	△0.4	49,989	△0.9	158,611	1.6	888,665	0.5	22,141	0.2
	27	439,071	(36,589)	1.7	249,474	0.5	47,824	△4.3	162,417	2.4	898,785	1.1	22,252	0.5
	28	441,547	(36,796)	0.6	250,767	0.5	47,252	△1.2	164,884	1.5	904,449	0.6	22,342	0.4
	29	448,862	(37,405)	1.7	250,026	△0.3	45,822	△3.0	167,447	1.6	912,156	0.9	22,417	0.3
	30	455,345	(37,945)	1.4	250,379	0.1	42,959	△6.2	170,111	1.6	918,794	0.7	22,493	0.3
	31	460,546	(38,379)	1.1	251,048	0.3	42,346	△1.4	172,350	1.3	926,290	0.8	22,626	0.6
中 学 校	22	450,603	(37,550)	0.8	255,227	0.6	48,036	△3.2	169,270	△0.0	923,136	0.4	22,349	0.4
	23	449,656	(37,471)	△0.2	254,584	△0.3	46,826	△2.5	171,803	1.5	922,870	△0.0	22,500	0.7
	24	450,555	(37,546)	0.2	254,120	△0.2	47,172	0.7	171,797	△0.0	923,644	0.1	22,516	0.1
	25	452,149	(37,679)	0.4	254,484	0.1	46,339	△1.8	172,608	0.5	925,580	0.2	22,605	0.4
	26	453,992	(37,833)	0.4	254,634	0.1	44,572	△3.8	175,786	1.8	928,984	0.4	22,646	0.2
	27	459,196	(38,266)	1.1	254,675	0.0	43,594	△2.2	179,214	2.0	936,679	0.8	22,658	0.1
	28	461,597	(38,466)	0.5	253,423	△0.5	43,561	△0.1	180,503	0.7	939,084	0.3	22,718	0.3
	29	464,720	(38,727)	0.7	254,262	0.3	42,256	△3.0	183,955	1.9	945,193	0.7	22,809	0.4
	30	468,090	(39,008)	0.7	254,979	0.3	40,207	△4.8	186,140	1.2	949,416	0.4	22,880	0.3
	31	473,467	(39,456)	1.1	256,979	0.8	40,436	0.6	188,888	1.5	959,770	1.1	23,088	0.9
小 学 校	22	483,654	(40,305)	0.7	249,074	0.0	74,074	0.0	169,895	0.4	976,697	0.4	23,352	0.4
	23	486,273	(40,523)	0.5	249,074	0.0	74,074	0.0	171,228	0.8	980,649	0.4	23,537	0.8
	24	488,102	(40,675)	0.4	249,074	0.0	74,074	0.0	172,562	0.8	983,812	0.3	23,537	0.0
	25	492,169	(41,014)	0.8	250,370	0.5	74,259	0.2	174,451	1.1	991,249	0.8	23,537	0.0
	26	493,069	(41,089)	0.2	249,444	△0.4	72,778	△2.0	177,784	1.9	993,075	0.2	23,259	△1.2
	27	497,569	(41,464)	0.9	249,259	△0.1	72,963	0.3	177,974	0.1	997,765	0.5	23,722	2.0
	28	514,595	(42,883)	3.4	245,273	△1.6	72,182	△1.1	184,156	3.5	1,016,206	1.8	23,836	0.5
	29	519,057	(43,255)	0.9	247,636	1.0	72,182	0.0	183,029	△0.6	1,021,904	0.6	23,473	△1.5
	30	523,075	(43,590)	1.6	251,273	2.4	65,818	△8.8	189,174	2.7	1,029,340	1.3	23,891	0.2
	31	525,538	(43,795)	0.5	251,607	0.1	61,429	△6.7	190,564	0.7	1,029,138	0.0	23,911	0.1

注1) 出典は、生活文化局私学部調査による。

(各年度4月1日現在)

注2) 各費目の算出については、小数点第1位を四捨五入したため、総額の合計と一致しない場合がある。

第4章 資 料

(9) 都内私立幼稚園年度別学費平均額調べ

(単位：円、%)

区分 年度	保育料		入園料 (入園時)		施設費 (年一括)		その他		初年度納入金総額		検定料 (入園選抜時)	
	金額 (月額)	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比	金額	指数 前年比
元	197,782 (16,481)	100 -	70,478	100 -	12,383	100 -	16,959	100 -	297,602	100 -	3,542	100 -
21	306,893 (25,574)	155 1.1	100,614	143 0.7	14,266	115 △ 0.5	25,772	152 0.5	447,545	150 0.9	4,636	131 0.5
22	308,673 (25,723)	156 0.6	101,200	144 0.6	14,720	119 3.2	25,665	151 △ 0.4	450,258	151 0.6	4,695	133 1.3
23	310,879 (25,907)	157 0.7	101,781	144 0.6	14,339	116 △ 2.6	26,794	158 4.4	453,793	152 0.8	4,703	133 0.2
24	312,900 (26,075)	158 0.7	102,331	145 0.5	14,519	117 1.3	27,174	160 1.4	456,924	154 0.7	4,749	134 1.0
25	314,443 (26,204)	159 0.5	103,037	146 0.7	14,824	120 2.1	27,167	160 △ 0.0	459,471	154 0.6	4,737	134 △ 0.3
26	317,317 (26,443)	160 0.9	103,498	147 0.4	14,937	121 0.8	27,840	164 2.5	463,591	156 0.9	4,801	136 1.4
27	320,968 (26,747)	162 1.2	105,355	149 1.8	16,092	130 7.7	29,754	175 6.9	472,169	159 1.9	5,009	141 4.3
28	323,777 (26,981)	164 0.9	106,212	151 0.8	16,155	130 0.4	30,248	178 1.7	476,392	160 0.9	5,052	143 0.9
29	326,503 (27,209)	165 0.8	106,896	152 0.6	16,152	130 △ 0.0	30,720	181 1.6	480,270	161 0.8	5,107	144 1.1
30	329,528 (27,461)	167 0.9	107,578	153 0.6	16,223	131 0.4	31,170	184 1.5	484,499	163 0.9	5,182	146 1.5
31	336,748 (28,062)	170 2.2	108,095	153 0.5	16,752	135 3.3	31,270	184 0.3	492,866	166 1.7	5,206	147 0.5

注1) 生活文化局私学部調査による。

(平成30年11月1日現在)

注2) 「初年度納入金総額」とは、幼稚園が新たに入園する4才児から徴収する年間の学費である。

注3) 「その他」とは、園則で定める年間の費用である。教材費、暖房費、施設維持費など。

注4) 平成27年度以降については、施設型給付を受給する予定の園は除く。

注5) 平均額ごとに単位未満を四捨五入した。そのため総額と内訳が一致しない場合がある。

(10) 平成30年度都内私立専修学校学生納付金平均一覧

〔専門課程〕

(単位：円)

区 分		入学金	授業料	実習費	設備費	その他	総 額
第 1 分野 工業関係	土 木 建 築 測 量	207,000	701,000	47,000	261,000	32,000	1,248,000
		125,000	303,000	9,000	78,000	27,000	543,000
	自動車整備	254,000	479,000	286,000	237,000	89,000	1,345,000
		200,000	250,000	219,000	58,000	114,000	841,000
	情報処理・ I T	182,000	594,000	130,000	270,000	33,000	1,209,000
		83,000	323,000	112,000	93,000	15,000	626,000
	電気・電子 機械	200,000	640,000	79,000	312,000	26,000	1,257,000
		100,000	324,000	168,000	114,000	3,000	709,000
	ゲーム・C G	187,000	636,000	151,000	355,000	11,000	1,340,000
		-	-	-	-	-	-
	その他	250,000	754,000	75,000	299,000	82,000	1,460,000
		50,000	320,000	-	50,000	40,000	460,000
第 2 分野 工業・農業		180,000	542,000	232,000	297,000	36,000	1,287,000
		50,000	570,000	360,000	198,000	-	1,178,000
第 3 分野 医療関係	看 護	183,000	524,000	61,000	118,000	75,000	962,000
		250,000	480,000	-	-	-	730,000
	臨床検査 診療放射線 臨床工学	200,000	773,000	282,000	133,000	42,000	1,431,000
		250,000	632,000	93,000	172,000	57,000	1,204,000
	理学療法 作業療法	346,000	936,000	250,000	226,000	19,000	1,777,000
		328,000	681,000	241,000	200,000	20,000	1,470,000
	柔道整復	260,000	992,000	92,000	168,000	15,000	1,528,000
		243,000	976,000	89,000	148,000	21,000	1,476,000
	はり・きゅう あん摩マッサー ジ指圧	376,000	1,061,000	51,000	149,000	11,000	1,647,000
		445,000	1,090,000	33,000	200,000	24,000	1,792,000
	歯科技工 歯科衛生	231,000	676,000	178,000	44,000	69,000	1,199,000
		169,000	543,000	141,000	28,000	46,000	925,000
	その他	147,000	888,000	81,000	87,000	164,000	1,366,000
		67,000	737,000	66,000	70,000	143,000	1,082,000
第 4 分野 衛生関係	栄 養 調 理	180,000	602,000	330,000	197,000	91,000	1,400,000
		140,000	357,000	255,000	100,000	53,000	905,000
	製 菓	200,000	609,000	512,000	181,000	124,000	1,626,000
		150,000	400,000	300,000	-	90,000	940,000
	理 容 美 容	119,000	528,000	172,000	191,000	289,000	1,300,000
		125,000	330,000	152,000	160,000	394,000	1,161,000
	その他	163,000	748,000	110,000	246,000	452,000	1,719,000
		-	-	-	-	-	-
第 5 分野 教育 社会福祉 関係	保 育 教 育	188,000	642,000	75,000	186,000	89,000	1,180,000
		151,000	466,000	38,000	95,000	77,000	826,000
	介護福祉	148,000	647,000	100,000	150,000	45,000	1,090,000
		-	-	-	-	-	-
	社会福祉	130,000	761,000	128,000	128,000	45,000	1,192,000
		120,000	616,000	150,000	107,000	48,000	1,040,000
	その他	117,000	528,000	47,000	100,000	64,000	855,000
		-	-	-	-	-	-

注 1) 上段 昼間部、下段 夜間部

注 2) 各科目ごとの平均値を集計しているため、各科目の合計が総額と一致しない場合がある

注 3) 金額表示は千円未満四捨五入

資料：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 平成30年度統計調査資料

第4章 資 料

(単位：円)

区 分		入学金	授業料	実習費	設備費	その他	総 額
第 6 分野 商業 実務 関係	簿 記 ビジネス I T	165,000	631,000	59,000	137,000	43,000	1,033,000
		80,000	620,000	30,000	50,000	60,000	840,000
	旅 行 ホテル 観 光	137,000	807,000	60,000	193,000	57,000	1,255,000
		41,000	558,000	17,000	121,000	37,000	773,000
	医療秘書 医療管理事務	106,000	687,000	82,000	153,000	37,000	1,064,000
		-	-	-	-	-	-
	その他	127,000	680,000	50,000	148,000	107,000	1,112,000
		80,000	620,000	30,000	50,000	60,000	840,000
第 7 分野 服飾・家政関係		183,000	616,000	23,000	182,000	80,000	1,085,000
		84,000	258,000	11,000	42,000	91,000	486,000
第 8 分野 文化 教養 関係	語 学	117,000	834,000	10,000	126,000	25,000	1,112,000
		50,000	420,000	-	60,000	2,000	532,000
	美 術 デザイン 写 真	172,000	737,000	104,000	197,000	27,000	1,237,000
		111,000	410,000	36,000	76,000	88,000	721,000
	音 楽 演 劇 映 画 放 送	173,000	794,000	83,000	307,000	5,000	1,362,000
		200,000	440,000	128,000	150,000	-	918,000
	法律行政	169,000	665,000	2,000	138,000	88,000	1,061,000
		-	-	-	-	-	-
	スポーツ	144,000	659,000	59,000	195,000	123,000	1,179,000
		50,000	500,000	-	-	140,000	690,000
	動 物	185,000	520,000	217,000	243,000	97,000	1,262,000
		-	-	-	-	-	-
	アニメ 声 優 ゲーム	175,000	685,000	98,000	271,000	9,000	1,239,000
		-	-	-	-	-	-
	その他	153,000	727,000	61,000	216,000	6,000	1,163,000
		-	648,000	-	151,000	-	799,000
	日本語科	89,000	712,000	44,000	62,000	26,000	933,000
		-	-	-	-	-	-
総 平 均		181,000	691,000	114,000	200,000	68,000	1,253,000
		164,000	554,000	80,000	106,000	58,000	960,000

注 1) 上段 昼間部、下段 夜間部

注 2) 各科目ごとの平均値を集計しているため、各科目の合計が総額と一致しない場合がある

注 3) 金額表示は千円未満四捨五入

資料：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 平成 3 0 年度統計調査資料

〔高等課程〕

(単位：円)

区 分		入学金	授業料	実習費	設備費	その他	総 額
第1分野 工業関係		-	596,000	-	100,000	-	696,000
		-	-	-	-	-	-
第3分野 医療関係		211,000	434,000	117,000	123,000	14,000	900,000
		-	-	-	-	-	-
第4分野 衛生 関係	栄 養 調 理	141,000	476,000	196,000	149,000	32,000	996,000
		148,000	384,000	257,000	115,000	40,000	944,000
	製 菓	100,000	400,000	200,000	150,000	-	850,000
		168,000	345,000	330,000	170,000	110,000	1,123,000
	理 容 美 容	133,000	413,000	189,000	175,000	153,000	1,062,000
		50,000	432,000	228,000	93,000	599,000	1,402,000
第7分野 服飾・家政関係		175,000	380,000	-	116,000	75,000	747,000
		-	-	-	-	-	-
第8分野 文化・教養関係		163,000	575,000	17,000	276,000	7,000	1,038,000
		-	-	-	-	-	-
総 平 均		159,000	470,000	106,000	169,000	42,000	946,000
		146,000	373,000	283,000	135,000	124,000	1,061,000

注1) 上段 昼間部、下段 夜間部

注2) 各科目ごとの平均値を集計しているため、各科目の合計が総額と一致しない場合がある

注3) 金額表示は千円未満四捨五入

資料：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 平成30年度統計調査資料

(11) 平成29年度都道府県別経常費補助（一般補助）単価（実績）一覧

（単価：円）

都道府県名	高等学校	中学校	小学校	幼稚園
北海道	343,909	317,120	318,916	164,986
青森	328,413	320,800	-	182,653
岩手	347,397	320,420	318,926	182,453
宮城	328,413	306,661	306,616	175,820
秋田	341,171	-	-	183,572
山形	373,508	-	-	186,227
福島	347,682	320,800	338,355	187,777
茨城	340,208	309,478	299,637	177,833
栃木	327,800	288,400	287,100	187,245
群馬	355,397	320,687	314,509	198,332
埼玉	268,592	228,316	234,533	183,254
千葉	348,041	320,416	318,912	187,336
東京	372,771	334,921	255,606	190,555
神奈川	277,467	219,277	232,405	147,634
新潟	347,211	319,124	-	198,626
富山	349,818	279,829	-	199,124
石川	345,171	310,434	307,340	192,533
福井	306,972	393,508	287,018	184,095
山梨	339,810	312,716	312,404	170,806
長野	322,393	312,429	309,494	154,263
岐阜	343,684	316,604	313,591	200,046
静岡	349,926	329,516	329,012	192,101
愛知	327,343	298,767	282,659	174,125
三重	327,678	320,416	318,909	175,885
滋賀	306,750	258,592	230,990	160,743
京都	321,269	287,866	284,182	204,918
大阪	304,535	250,735	230,099	183,381
兵庫	344,476	303,777	299,848	187,957
奈良	330,788	251,653	249,829	190,359
和歌山	325,442	301,666	301,616	183,532
鳥取	461,232	468,588	-	165,210
島根	323,137	315,289	-	-
岡山	251,255	282,106	235,479	173,966
広島	351,832	319,312	311,980	172,062
山口	333,232	258,136	-	183,929
徳島	341,332	308,785	305,447	169,143
香川	336,851	298,090	-	179,554
愛媛	322,431	322,279	-	178,386
高知	339,469	320,518	319,131	166,895
福岡	347,561	319,421	319,092	184,392
佐賀	365,894	320,803	-	187,036
長崎	353,597	320,800	319,132	182,531
熊本	315,847	322,146	-	182,880
大分	318,369	320,799	319,129	171,073
宮崎	324,685	304,890	318,905	173,884
鹿児島	337,626	323,221	324,316	184,400
沖縄	330,631	322,770	321,345	187,362
全国平均	332,190	298,689	269,082	179,963

注）出典は、文部科学省資料による。

3 私学教育に関する表彰など

学校教育に関し、功労のあった私立学校関係者に対して表彰の推薦や私学振興に寄与すると認められる行事への東京都後援名義の承認等を行っている。主なものは、次のとおりである。

(1) 主な表彰の概要

名 称	内 容	根拠法令等	表彰時期	推薦時期
東京都功労者表彰 (知事表彰)	都民の生活と文化の向上に特に功労のあった者の事績をたたえることにより、都民の福祉増進に資することを目的とする。 14の功労区分のうち、教育功労、福祉・医療・衛生功労、労働精励が私学関係者に授与される。	東京都表彰規則	10月1日	5月上旬
教育者表彰 (文部科学大臣表彰)	現に私立学校の校長、園長又は教員であって、学校教育に関し顕著な功績のある者に授与される。	教育者表彰実施要項(昭和34年文部大臣裁定)	11月下旬	7月中旬
優秀教職員表彰 (文部科学大臣表彰)	教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とし、学校教育における教育実践等に顕著な成果をあげた教職員に授与される。	教職員表彰実施要項(平成18年文部科学大臣裁定)	1月中旬	11月上旬
学校保健表彰 (文部科学大臣表彰)	私立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師として、学校保健の普及と向上に尽力し、多大の成果をあげた者に授与される。	学校保健及び学校安全表彰要項(平成7年5月1日文部大臣裁定)	11月上旬	6月下旬
藍 綬 褒 章	年齢55歳以上65歳未満で、多年教育事業に携わり、教育の振興に寄与し、他の模範となる事績を有していると認められる者で、特に功績が著明であると認められる者に対して授与される。	憲法第7条 内閣法第4条	春) 4月29日 秋) 11月3日	春) 前年の 7月下旬 秋) 当年の 2月上旬
叙 勲	年齢70歳以上で、多年教育事業に携わって私立学校教育の振興に貢献し、特に功績が顕著であると認められる者に対して授与される。	憲法第7条 内閣法第4条 春秋叙勲候補者推薦要綱	春) 4月29日 秋) 11月3日	春) 前年の 7月下旬 秋) 当年の 2月上旬

(2) 東京都後援名義等の概要

名 称	内 容	根 拠 法 令 等
東京都後援名義	主催者が、学校法人又は学校法人の連合体、私立学校教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体等であって、行事の内容が明らかに教育、学術及び文化の向上・普及に寄与すると認められる場合等に承認することができる。	東京都の後援名義等の使用等について(依命通達) (昭和58年7月15日58総総文第219号)
東京都知事賞の贈呈	特定の業績、作品等が特に優秀な者等に対する贈呈 私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)優良卒業生に対する贈呈	都が主催、後援又は共催する各種行事等において、知事とその業績をたたえることにより、私学教育振興・学術及び文化の向上、普及等に寄与することを目的とする。 私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)に在学中、よく努力し、他の生徒の模範となった者に対し、知事とその業績をたたえることにより、学校における生徒の心身の育成に寄与するとともに私立学校の振興に寄与することを目的とする。

(3) 平成30年度東京都功労者表彰等受賞者名簿

表 彰 名	受賞者氏名	主 要 経 歴 等
(1) 東京都功労者表彰 〔教育功労：19名〕	石井 正隆 石川 勝也 石田 圭 板倉 清 江副 隆秀 追川 恵二 大山 弘子 北原 都美子 小山 靖昭 平 美佐子 高橋 清 田中 徹太郎 原藤 卓郎 松尾 廣茂 松原 弘士 村松 武司 安田 悦子 山口 治子 山中 祥弘	(学) 石井学園 理事長 開成中学校・高等学校 教諭 (学) 共栄学園 共栄学園中学高等学校 校長 (学) 山崎学園 富士見中学高等学校 校長 (学) 江副学園 新宿日本語学校 校長 徳丸幼稚園 園長 (学) 櫻井学園 理事長 (学) 啓明学園 理事長 学園長兼務 (学) 平成学園 理事長 元 桜丘中学・高等学校学校 校長 (学) 花小金井学園 理事長 元 明治大学付属明治高等学校副校長 兼明治中学校副校長 (一社) 東京精神科病院協会 府中看護高等専修学校 校長 (学) 順心広尾学園 広尾学園中学校・高等学校 教頭 専門学校ミュージズ音楽院 校長 元 (学) 臼井学園 理事長 アテネ・フランセ 講師 (学) 瀧野川女子学園 理事長 (学) メイ・ウシヤマ学園 理事長
〔福祉・医療・衛生功労：1名〕	駒津 栄雄	東京純心女子中学・高等学校 学校歯科医
〔労働精励：1名〕	山田 俊雅	聖心女子学院 技術職員
(2) 文部科学大臣表彰 〔優秀教職員表彰〕	秋山 恵子 塩澤 景子 土田 義昌 濱野谷 幸枝 藤井 崇 松本 英治 盛田 和彦	八雲学園高等学校 教諭 浅草寺幼稚園 教諭 広尾学園中学校 教諭 浅草寺幼稚園 教諭 麻布中学校・高等学校 教諭 開成高等学校 教諭 NHK学園高等学校 教諭
〔キャリア教育優良学校表彰〕	文教大学付属中学校・高等学校	
〔私立中学校高等学校教育振興功労者表彰〕	伊藤 淑子 川上 裕美子 木内 秀樹 近藤 彰郎 金野 眞行 嵯峨 実允 實吉 幹夫 清水 哲雄 鈴木 弘 中川 武夫 長塚 篤夫 畑澤 正一 平方 邦行 山本 与志春 吉田 晋	元 村田女子中学校高等学校 校長 東京音楽大学付属高等学校 副校長 (学) 東京成徳学園 理事長 八雲学園中学校高等学校 校長 帝京八王子中学校高等学校 校長特別顧問 (学) 町田学園 理事長 東京女子学園中学校高等学校 校長 (学) 鷗友学園 理事長 香蘭女学校中等科高等科 校長 (学) 簡野育英会蒲田女子高等学校 顧問 順天中学校高等学校 校長 大森学園高等学校 校長 工学院大学附属高等学校 校長 (学) 青山学院 院長 富士見丘中学校高等学校 校長
(3) 叙勲・褒章 〔平成30年春の叙勲〕	若松 安子	元 昭島恵泉幼稚園 園長

4 平成29年度 私立学校経常費補助金交付額一覧

● 高等学校（全日制・定時制）		（単位：千円）			（単位：千円）
	学校名称	補助金額		学校名称	補助金額
あ	愛国高等学校	389,277	さ	国土館高等学校（定時制）	89,747
	青山学院高等部	415,666		駒込高等学校	405,216
	麻布高等学校	287,854		駒沢学園女子高等学校	200,474
	足立学園高等学校	334,631		駒澤大学高等学校	426,747
	跡見学園高等学校	206,161		駒場学園高等学校	384,539
	安部学院高等学校	154,222		駒場東邦高等学校	261,574
	郁文館グローバル高等学校	91,563		桜丘高等学校	346,576
	郁文館高等学校	344,439		実践学園高等学校	444,290
	岩倉高等学校	551,971		実践女子学園高等学校	288,977
	上野学園高等学校	225,225		品川エトワール女子高等学校	327,774
	穎明館高等学校	216,680		品川女子学院高等部	247,470
	江戸川女子高等学校	264,608		芝浦工業大学附属高等学校	202,654
	桜蔭高等学校	211,479		芝高等学校	356,487
	桜美林高等学校	345,564		渋谷教育学園渋谷高等学校	216,866
	鳴友学園女子高等学校	255,910		下北沢成徳高等学校	200,208
	大妻高等学校	301,296		自由ヶ丘学園高等学校	309,855
	大妻多摩高等学校	167,585		自由学園高等科	156,682
	大妻中野高等学校	251,189		修徳高等学校	340,972
	大森学園高等学校	461,636		十文字高等学校	378,463
	小野学園女子高等学校	151,132		淑徳SC高等部	125,565
か	海城高等学校	282,599		淑徳高等学校	321,004
	開成高等学校	340,297		淑徳巣鴨高等学校	368,337
	開智日本橋学園高等学校	163,637		順天高等学校	262,935
	かえつ有明高等学校	266,379		潤徳女子高等学校	249,897
	科学技術学園高等学校（定時制）	179,329		松蔭高等学校	157,132
	学習院高等科	189,973		頌栄女子学院高等学校	167,759
	学習院女子高等科	197,053		城西大学附属城西高等学校	292,728
	蒲田女子高等学校	227,691		聖徳学園高等学校	254,071
	川村高等学校	120,019		城北高等学校	352,654
	神田女学園高等学校	214,079		昭和女子大学附属昭和高等学校	263,166
	関東国際高等学校	443,347		昭和第一学園高等学校	708,975
	関東第一高等学校	584,326		昭和第一高等学校	291,677
	北豊島高等学校	185,337		昭和鉄道高等学校	255,712
	吉祥女子高等学校	276,640		女子学院高等学校	242,214
	共栄学園高等学校	289,202		女子聖学院高等学校	211,145
	暁星高等学校	201,479		女子美術大学付属高等学校	193,942
	共立女子高等学校	359,556		白梅学園高等学校	364,854
	共立女子第二高等学校	262,701		白百合学園高等学校	186,968
	錦城学園高等学校	313,629		巣鴨高等学校	273,890
	錦城高等学校	462,523		杉並学院高等学校	437,837
	国立音楽大学附属高等学校	191,333		駿台学園高等学校	309,526
	国本女子高等学校	144,353		駿台学園高等学校（定時制）	42,051
	慶應義塾女子高等学校	205,127		聖学院高等学校	219,442
	京華高等学校	315,723		成蹊高等学校	316,909
	京華商業高等学校	217,521		成城学園高等学校	249,670
	京華女子高等学校	231,738		成城高等学校	323,303
	恵泉女学園高等学校	214,069		成女高等学校	75,390
	啓明学園高等学校	146,547		聖心女子学院高等科	150,539
	光塩女子学院高等科	173,397		正則学園高等学校	219,283
	晃華学園高等学校	165,261		正則高等学校	389,183
	工学院大学附属高等学校	320,179		聖ドミニコ学園高等学校	106,043
	攻玉社高等学校	269,665		聖パウロ学園高等学校	120,106
	麹町学園女子高等学校	215,515		星美学園高等学校	181,590
	佼成学園高等学校	272,899		成立学園高等学校	405,888
	佼成学園女子高等学校	232,660		青稜高等学校	274,177
	香蘭女学校高等科	164,615		世田谷学園高等学校	239,006
	國學院高等学校	487,918		専修大学附属高等学校	407,694
	國學院大學久我山高等学校	470,049		創価高等学校	404,488
	国際基督教大学高等学校	290,611	た	大成高等学校	455,991
	国土館高等学校	283,479		大東学園高等学校	335,217

第4章 資料

● 高等学校（全日制・定時制）	（単位：千円）
学校名称	補助金額
大東文化大学第一高等学校	327,070
高輪高等学校	248,598
瀧野川女子学園高等学校	288,149
拓殖大学第一高等学校	441,443
立川女子高等学校	322,527
玉川学園高等部	235,566
玉川聖学院高等部	228,766
多摩大学附属聖ヶ丘高等学校	160,791
多摩大学目黒高等学校	312,565
中央学院大学中央高等学校	145,168
中央大学高等学校（定時制）	110,966
中央大学杉並高等学校	289,297
中央大学附属高等学校	335,002
鶴川高等学校	331,353
帝京高等学校	304,126
帝京大学高等学校	178,405
帝京八王子高等学校	173,570
貞静学園高等学校	266,969
田園調布学園高等部	261,448
田園調布雙葉高等学校	160,441
東亜学園高等学校	437,941
東海大学菅生高等学校	351,819
東海大学付属高輪台高等学校	393,344
東京音楽大学付属高等学校	81,122
東京学園高等学校	92,245
東京家政学院高等学校	176,842
東京家政大学附属女子高等学校	345,536
東京高等学校	319,765
東京実業高等学校	383,992
東京純心女子高等学校	166,067
東京女学館高等学校	283,383
東京女子学院高等学校	102,328
東京女子学園高等学校	215,911
東京成徳大学高等学校	593,139
東京電機大学高等学校	283,632
東京都市大学等々力高等学校	212,934
東京都市大学付属高等学校	262,896
東京農業大学第一高等学校	358,521
東京立正高等学校	264,560
東星学園高等学校	86,093
東邦音楽大学附属東邦高等学校	46,371
桐朋高等学校	343,413
桐朋女子高等学校	375,962
東洋英和女学院高等部	198,595
東洋高等学校	389,957
東洋女子高等学校	183,816
東洋大学京北高等学校	282,662
トキワ松学園高等学校	231,751
豊島岡女子学園高等学校	318,669
豊島学院高等学校	436,529
獨協高等学校	218,370
な 中村高等学校	166,488
二松學舎大学附属高等学校	259,045
新渡戸文化高等学校	124,870
日本音楽高等学校	131,572
日本学園高等学校	314,416
日本工業大学駒場高等学校	692,221
日本女子体育大学附属二階堂高等学校	218,638
日本体育大学荏原高等学校	340,340
日本体育大学桜華高等学校	278,098

	（単位：千円）
学校名称	補助金額
日本大学櫻丘高等学校	370,378
日本大学第一高等学校	299,533
日本大学第三高等学校	339,925
日本大学第二高等学校	449,877
日本大学鶴ヶ丘高等学校	392,175
日本大学豊山高等学校	382,022
日本大学豊山女子高等学校	273,907
は 八王子学園八王子高等学校	450,715
八王子実践高等学校	598,023
日出高等学校	351,193
広尾学園高等学校	307,024
富士見丘高等学校	218,151
富士見高等学校	295,364
藤村女子高等学校	252,423
雙葉高等学校	191,432
普連土学園高等学校	161,310
文化学園大学杉並高等学校	304,354
文華女子高等学校	188,808
文京学院大学女子高等学校	306,260
文教大学付属高等学校	281,301
法政大学高等学校	260,457
宝仙学園高等学校	305,126
豊南高等学校	334,025
朋優学院高等学校	406,095
保善高等学校	395,984
堀越高等学校	353,102
本郷高等学校	367,328
ま 三田国際学園高等学校	230,913
明星学園高等学校	273,541
三輪田学園高等学校	184,002
武蔵高等学校	173,805
武蔵野高等学校	405,808
武蔵野女子学院高等学校	298,097
武蔵野大学附属千代田高等学院	170,782
村田女子高等学校	216,505
明治学院高等学校	308,196
明治学院東村山高等学校	261,217
明治大学附属中野高等学校	393,719
明治大学附属中野八王子高等学校	264,088
明治大学付属明治高等学校	268,577
明星高等学校	461,424
明法高等学校	184,657
目黒学院高等学校	397,260
目黒星美学園高等学校	130,307
目白研心高等学校	300,617
や 八雲学園高等学校	193,181
安田学園高等学校	503,546
山脇学園高等学校	284,542
ら 立教池袋高等学校	121,882
立教女学院高等学校	176,827
立正大学付属立正高等学校	338,024
わ 和光高等学校	272,410
早稲田高等学校	260,378
早稲田大学系属早稲田実業学校高等部	342,545
早稲田大学高等学院	393,207
和洋九段女子高等学校	216,387
計236校 平均補助額	279,419

● 中学校		(単位: 千円)			(単位: 千円)
	学校名称	補助金額		学校名称	補助金額
あ	愛国中学校	56,385		修徳中学校	85,122
	青山学院中等部	238,739		十文字中学校	152,860
	麻布中学校	234,351		淑徳SC中等部	55,249
	足立学園中学校	153,072		淑徳巣鴨中学校	111,048
	跡見学園中学校	194,190		淑徳中学校	160,458
	郁文館中学校	130,498		順天中学校	117,269
	上野学園中学校	78,647		松蔭中学校	40,321
	穎明館中学校	176,001		頌栄女子学院中学校	183,871
	江戸川女子中学校	142,571		城西大学附属城西中学校	92,553
	桜蔭中学校	165,394		聖徳学園中学校	121,153
	桜美林中学校	145,564		城北中学校	249,113
	鷗友学園女子中学校	204,472		昭和女子大学附属昭和中学校	213,544
	大妻多摩中学校	135,216		女子学院中学校	172,709
	大妻中学校	246,880		女子聖学院中学校	143,296
	大妻中野中学校	224,891		女子美術大学付属中学校	130,400
	小野学園女子中学校	55,769		白梅学園清修中学校	73,912
か	海城中学校	288,472		白百合学園中学校	134,463
	開成中学校	251,722		巣鴨中学校	188,640
	開智日本橋学園中学校	189,854		駿台学園中学校	97,101
	かえつ有明中学校	182,853		聖学院中学校	172,743
	学習院女子中等科	145,816		成蹊中学校	230,693
	学習院中等科	147,192		成城学園中学校	198,043
	川村中学校	96,581		成城中学校	241,077
	神田女学園中学校	82,253		成女学園中学校	33,472
	北豊島中学校	76,030		聖心女子学院中等科	118,689
	吉祥女子中学校	217,432		聖ドミニコ学園中学校	95,919
	共栄学園中学校	102,514		星美学園中学校	84,209
	暁星中学校	135,943		清明学園中学校	88,751
	共立女子第二中学校	79,080		成立学園中学校	75,611
	共立女子中学校	286,343		青稜中学校	152,507
	国立音楽大学附属中学校	87,226		世田谷学園中学校	177,899
	国本女子中学校	56,084		創価中学校	190,349
	慶應義塾中等部	183,270	た	高輪中学校	206,353
	京華女子中学校	79,436		瀧野川女子学園中学校	57,105
	京華中学校	130,751		玉川学園中学部	162,850
	恵泉女学園中学校	172,820		玉川聖学院中等部	122,346
	啓明学園中学校	82,545		多摩大学附属聖ヶ丘中学校	124,761
	光塩女子学院中等科	147,140		多摩大学目黒中学校	129,447
	晃華学園中学校	135,383		中央大学附属中学校	154,296
	工学院大学附属中学校	136,523		千代田女学園中学校	54,780
	攻玉社中学校	226,671		帝京大学中学校	137,861
	麹町学園女子中学校	108,675		帝京中学校	111,849
	佼成学園女子中学校	57,978		帝京八王子中学校	69,413
	佼成学園中学校	140,755		貞静学園中学校	31,352
	香蘭女学校中等科	144,091		田園調布学園中等部	174,687
	國學院大學久我山中学校	270,088		田園調布雙葉中学校	123,328
	国土館中学校	66,859		東海大学菅生高等学校中等部	111,815
さ	駒込中学校	128,761		東海大学付属高輪台高等学校中等部	84,608
	駒沢学園女子中学校	59,135		東京家政学院中学校	61,166
	駒場東邦中学校	219,724		東京家政大学附属女子中学校	105,238
	桜丘中学校	75,538		東京シューレ葛飾中学校	68,134
	サレジオ中学校	59,015		東京純心女子中学校	77,915
	実践学園中学校	96,632		東京女学館中学校	198,808
	実践女子学園中学校	260,721		東京女子学院中学校	56,274
	品川女子学院中等部	196,455		東京女子学園中学校	68,217
	芝浦工業大学附属中学校	153,559		東京成徳大学中学校	140,352
	芝中学校	256,834		東京電機大学中学校	174,255
	渋谷教育学園渋谷中学校	192,867		東京都立大学等々力中学校	182,701
	自由学園女子部中等科	74,553		東京都立大学付属中学校	223,674
	自由学園男子部中等科	61,311		東京農業大学第一高等学校中等部	172,440

第4章 資料

● 中学校	学校名称	(単位:千円) 補助金額
	東京立正中学校	64,088
	東星学園中学校	60,635
	東邦音楽大学附属東邦中学校	31,674
	桐朋女子中学校	179,143
	桐朋中学校	219,580
	東洋英和女学院中学部	164,379
	東洋大学京北中学校	116,606
	トキワ松学園中学校	82,881
	豊島岡女子学園中学校	213,033
	獨協中学校	177,904
な	中村中学校	102,330
	新渡戸文化中学校	58,687
	日本学園中学校	55,342
	日本工業大学駒場中学校	94,772
	日本体育大学桜華中学校	34,173
	日本大学第一中学校	143,935
	日本大学第三中学校	242,175
	日本大学第二中学校	216,794
	日本大学豊山女子中学校	119,481
	日本大学豊山中学校	217,480
は	八王子学園八王子中学校	110,995
	八王子実践中学校	35,707
	日出中学校	62,645
	広尾学園中学校	256,708
	富士見丘中学校	80,451
	富士見中学校	216,946
	藤村女子中学校	75,831
	雙葉中学校	138,015
	普連土学園中学校	119,387
	文化学園大学杉並中学校	102,367
	文華女子中学校	31,019
	文京学院大学女子中学校	118,006
	文教大学付属中学校	146,844
	法政大学中学校	130,279
	宝仙学園中学校	151,960
	本郷中学校	217,372
ま	三田国際学園中学校	190,319
	明星学園中学校	135,996
	三輪田学園中学校	141,075
	武蔵中学校	129,272
	武蔵野女子学院中学校	106,411
	武蔵野中学校	48,465
	武蔵野東中学校	154,457
	明治学院中学校	141,635
	明治大学付属中野中学校	202,084
	明治大学付属中野八王子中学校	136,286
	明治大学付属明治中学校	157,165
	明星中学校	138,902
	明法中学校	97,107
	目黒学院中学校	56,645
	目黒星美学園中学校	115,490
	目白研心中学校	89,717
や	八雲学園中学校	118,070
	安田学園中学校	179,053
	山脇学園中学校	218,814
ら	立教池袋中学校	102,582
	立教女学院中学校	173,432
	立正大学付属立正中学校	115,844
わ	和光中学校	132,314
	早稲田大学系属早稲田実業学校中等部	197,336

	学校名称	(単位:千円) 補助金額
	早稲田大学高等学院中学部	108,725
	早稲田中学校	231,868
	和洋九段女子中学校	127,643
	計183校 平均補助額	136,784
● 小学校	学校名称	(単位:千円) 補助金額
あ	青山学院初等部	161,368
	小野学園小学校	66,658
か	学習院初等科	154,899
	川村小学校	131,123
	暁星小学校	149,906
	国立音楽大学附属小学校	115,057
	国立学園小学校	152,922
	国本小学校	106,008
	慶應義塾幼稚舎	165,887
	啓明学園初等学校	89,006
	光塩女子学院初等科	119,646
	晃華学園小学校	118,885
さ	サレジオ小学校	60,167
	自由学園初等部	65,014
	淑徳小学校	150,764
	聖徳学園小学校	96,630
	昭和女子大学附属昭和小学校	159,253
	白百合学園小学校	144,989
	菅生学園初等学校	56,263
	聖学院小学校	117,444
	成蹊小学校	159,085
	成城学園初等学校	126,616
	聖心女子学院初等科	159,742
	聖ドミニコ学園小学校	120,212
	星美学園小学校	167,803
	清明学園初等学校	112,636
た	玉川学園小学部	136,243
	帝京大学小学校	105,350
	田園調布雙葉小学校	161,002
	東京三育小学校	66,005
	東京女学館小学校	102,274
	東京創価小学校	158,180
	東京都市大学付属小学校	101,895
	東星学園小学校	100,903
	桐朋学園小学校	115,483
	桐朋小学校	106,019
	東洋英和女学院小学部	107,551
	トキワ松学園小学校	93,569
な	新渡戸文化小学校	111,648
	日本女子大学附属豊明小学校	146,553
は	雙葉小学校	108,651
	文教大学付属小学校	94,776
	宝仙学園小学校	109,281
ま	明星学園小学校	108,819
	むさしの学園小学校	100,509
	武蔵野東小学校	228,920
	明星小学校	150,677
	目黒星美学園小学校	173,405
ら	立教小学校	116,877
	立教女学院小学校	103,618
わ	和光小学校	101,490
	和光鶴川小学校	105,381
	早稲田大学系属早稲田実業学校初等部	114,170
	計53校 平均補助額	121,834

● 幼稚園（学校法人）		(単位:千円)
学校名称	補助金額	
あ 愛珠幼稚園	24,184	
愛心幼稚園	28,459	
相原幼稚園	38,313	
愛和幼稚園	71,775	
あおい第一幼稚園	33,535	
あおい幼稚園	38,132	
青葉学園幼稚園	60,211	
青鳩幼稚園	48,186	
青葉幼稚園	45,310	
青山学院幼稚園	20,089	
あかいとり幼稚園	61,875	
暁幼稚園	76,454	
あかつつみ幼稚園	33,266	
秋川文化幼稚園	53,205	
秋川幼稚園	28,446	
昭島恵泉幼稚園	31,209	
昭島すみれ幼稚園	46,077	
昭島台幼稚園	61,528	
昭島幼稚園	28,650	
あけの星幼稚園	31,218	
あけぼの幼稚園	21,384	
麻の実幼稚園	55,465	
あさひ幼稚園	36,712	
旭幼稚園	45,927	
麻布山幼稚園	29,975	
浅間幼稚園	49,551	
飛鳥すみれ幼稚園	33,127	
明日香幼稚園	48,734	
あすなろ幼稚園	48,843	
麻生学園深沢幼稚園	31,718	
麻生学園南多摩幼稚園	32,940	
足立サレジオ幼稚園	18,721	
足立白うめ幼稚園	58,412	
足立つくし幼稚園	63,353	
足立つばめ幼稚園	79,816	
足立双葉幼稚園	23,113	
足立みどり幼稚園	65,175	
あやめ幼稚園	53,629	
淡島幼稚園	21,874	
育英幼稚園	29,656	
井草幼稚園	27,450	
育成幼稚園	29,515	
池上みどり幼稚園	57,444	
石川学園こばと幼稚園	34,129	
石鍋幼稚園	48,122	
板橋富士見幼稚園	33,386	
板橋明星幼稚園	30,656	
犬目幼稚園	51,046	
鶯谷さくら幼稚園	33,750	
牛込成城幼稚園	22,883	
牛浜幼稚園	30,093	
鵜ノ木幼稚園	47,364	
梅島幼稚園	19,062	
永安寺学園幼稚園	60,706	
栄光乃園幼稚園	53,553	
永明院ルンビニ幼稚園	15,736	
江古田幼稚園	45,332	
江戸川双葉幼稚園	30,554	
江戸川めぐみ幼稚園	50,707	
江戸川幼稚園	45,534	

学校名称	(単位:千円) 補助金額
エトワール幼稚園	54,390
延命幼稚園	32,550
桜美林幼稚園	26,186
青梅あけぼの幼稚園	17,124
青梅幼稚園	17,245
桜輪幼稚園	31,211
大井うさぎ幼稚園	19,880
大泉幼稚園	37,123
大島新生幼稚園	30,998
大森双葉幼稚園	45,880
大森みのり幼稚園	64,553
小川幼稚園	30,306
小倉幼稚園	31,850
おさひめ幼稚園	45,453
落合幼稚園(東久留米市)	32,030
落合幼稚園(板橋区)	60,076
音羽幼稚園	37,274
小野学園幼稚園	69,691
か 学習院幼稚園	18,819
かごめ幼稚園	48,777
葛西めぐみ幼稚園	38,672
檜の木幼稚園	26,073
かしわ幼稚園	45,061
葛飾こどもの園幼稚園	35,707
葛飾白百合幼稚園	23,328
葛飾やまびこ幼稚園	32,702
葛飾若草幼稚園	47,938
家庭幼稚園	19,104
蒲田保育専門学校附属幼稚園	67,700
上石神井幼稚園	45,250
上中里幼稚園	34,164
上野毛幼稚園	31,434
上平井幼稚園	62,349
亀戸幼稚園	36,353
川村幼稚園	23,820
かんしち幼稚園	51,125
神田寺幼稚園	29,549
木内鳩の家幼稚園	56,412
きそ幼稚園	45,111
北豊島幼稚園	36,015
北町カトリック幼稚園	18,819
北山幼稚園	54,749
共栄幼稚園	26,459
暁星幼稚園	18,037
共立大日坂幼稚園	21,247
玉成幼稚園	45,932
きよし幼稚園	50,450
清瀬しらうめ幼稚園	52,021
清瀬たから幼稚園	40,908
清瀬富士見幼稚園	57,804
清瀬ゆりかご幼稚園	78,418
きよせ幼稚園	64,414
きよみ幼稚園	47,793
キンデルガルテン松中幼稚園	58,201
銀の鈴幼稚園	30,966
金の峯幼稚園	26,834
久が原幼稚園	37,890
久我山幼稚園	60,800
草花幼稚園	25,892
国立音楽大学附属幼稚園	17,966

第4章 資 料

● 幼稚園（学校法人）

学校名称	(単位: 千円) 補助金額	学校名称	(単位: 千円) 補助金額
国立学園附属かたばみ幼稚園	18,242	サンライズ幼稚園	40,093
国立富士見台幼稚園	33,419	四恩幼稚園	34,808
国立文化幼稚園	23,805	鹿浜愛育幼稚園	44,949
国本幼稚園	40,510	枝光会駒場幼稚園	29,552
熊野幼稚園	59,987	枝光会附属幼稚園	18,725
久米川幼稚園	58,916	枝光学園幼稚園	26,146
蔵前幼稚園	32,245	志のぶ幼稚園	22,679
グリーンヒル幼稚園	53,088	渋谷同胞幼稚園	21,512
栗島幼稚園	54,883	渋谷幼稚園	29,729
栗ノ沢幼稚園	28,260	島田第一幼稚園	25,268
久留米神明幼稚園	50,998	石神井幼稚園	37,516
黒川幼稚園	48,549	自由学園幼児生活団幼稚園	20,365
慶松幼稚園	22,131	淑徳幼稚園	12,683
京北幼稚園	19,461	寿福寺第二幼稚園	35,901
啓明学園幼稚園	16,428	寿福寺幼稚園	33,907
鶏鳴幼稚園	48,667	春光幼稚園(足立区)	30,996
けやき幼稚園	21,214	春光幼稚園(世田谷区)	27,592
光塩女子学院日野幼稚園	31,526	松蔭幼稚園	38,253
光塩女子学院幼稚園	39,154	彰栄幼稚園	18,784
晃華学園暁星幼稚園	21,246	聖徳幼稚園	29,671
晃華学園マリアの園幼稚園	30,388	城北ひまわり幼稚園	21,262
仰願寺幼稚園	21,566	城北幼稚園	30,749
佼成学園幼稚園	58,623	しらぎく幼稚園	42,361
江東学園幼稚園	28,628	白鳥幼稚園	30,351
江東めぐみ幼稚園	84,070	白ふじ幼稚園	54,255
弘道幼稚園	20,472	白百合学園幼稚園	17,322
江東YMCA幼稚園	32,847	白百合幼稚園	33,145
興南幼稚園	23,323	白金幼稚園	37,605
向南幼稚園	48,089	白鳩幼稚園	31,940
江北白百合幼稚園	51,663	城山みどり幼稚園	36,854
こうま幼稚園	38,022	城山幼稚園	26,404
神山幼稚園	53,070	新小岩ちぐさ幼稚園	22,836
光輪幼稚園	50,492	新小岩幼稚園	39,519
國學院大學附属幼稚園	29,149	神明幼稚園	33,362
国分寺けやき幼稚園	38,609	真理学園幼稚園	40,908
子鹿幼稚園	21,227	杉並日の出幼稚園	34,743
小平あおば幼稚園	21,594	杉並幼稚園	23,826
小平神明幼稚園	56,227	杉の子育英幼稚園	45,433
小平なみき幼稚園	53,085	杉野幼稚園	23,789
小平みどり幼稚園	42,289	鈴ヶ森めばえ幼稚園	38,390
子供の国若草幼稚園	30,778	進幼稚園	59,709
コードモの園幼稚園	30,475	すずらん幼稚園	29,350
五ノ神幼稚園	52,999	すみれ幼稚園	28,991
こひつじ幼稚園	20,980	すもも木幼稚園	34,019
狛江こだま幼稚園	63,447	駿河台大学第一幼稚園	34,377
狛江みずほ幼稚園	66,753	諏訪幼稚園	60,555
駒沢女子短期大学付属こまざわ幼稚園	33,677	聖愛幼稚園	40,038
小松川めぐみ幼稚園	41,255	聖いずみ幼稚園	45,795
駒場幼稚園	36,619	聖学院幼稚園	26,983
こみね幼稚園	45,144	聖公会八王子幼稚園	18,564
境川幼稚園	40,335	成城幼稚園	22,361
さかえ幼稚園	64,851	聖心学園幼稚園	32,642
さくら幼稚園	17,746	清新めぐみ幼稚園	42,203
笹塚幼稚園	33,671	精進幼稚園	39,743
佐藤幼稚園	39,628	せいしん幼稚園	42,437
サムエル幼稚園	27,640	聖セシリア喜多見幼稚園	21,473
狭山ヶ丘幼稚園	42,508	聖徳学園多摩中央幼稚園	28,641
三光幼稚園	33,380	聖徳学園八王子中央幼稚園	20,921
サンシティ聖母幼稚園	36,208	聖徳学園三田幼稚園	43,786
サンタセシリア幼稚園	29,672	聖ドミニコ学園幼稚園	30,580

● 幼稚園（学校法人）	(単位: 千円)
学校名称	補助金額
星美学園幼稚園	43,598
聖フランシスコ幼稚園	20,948
聖母の騎士幼稚園	39,198
聖母幼稚園	21,508
清明幼稚園	23,902
成立学園幼稚園	36,915
関町ちぐさ幼稚園	20,987
関町白百合幼稚園	36,872
浅間幼稚園	79,213
千住寿幼稚園	33,999
洗心幼稚園	49,930
洗足うさぎ幼稚園	17,391
専念寺幼稚園	37,605
草苑幼稚園	19,769
雑司ヶ谷幼稚園	19,288
染地幼稚園	28,691
た 第一富士幼稚園	41,942
第一若草幼稚園	27,582
大東文化大学附属青桐幼稚園	38,859
高尾幼稚園	79,652
高千穂幼稚園	32,660
高松幼稚園	44,890
田柄幼稚園	55,848
竹塚幼稚園	33,255
立川かしの木幼稚園	47,528
立川双葉幼稚園	50,008
立川みどり幼稚園	40,553
立川幼稚園	18,613
立華幼稚園	40,675
田無いづみ幼稚園	43,507
田無向ヶ丘幼稚園	50,193
田端さくら幼稚園	28,724
玉川学園幼稚部	22,620
多摩川幼稚園	67,876
玉川幼稚園	32,305
多摩なかよし幼稚園	40,734
多摩みどり幼稚園	44,544
多摩幼稚園	22,259
小さき花の幼稚園	33,209
チェリー幼稚園	71,938
千鶴幼稚園	60,056
調布白菊幼稚園	77,176
調布星美幼稚園	46,018
調布多摩川幼稚園	35,726
調布幼稚園	32,025
調布若竹幼稚園	37,634
月かげ幼稚園	30,707
つくし野天使幼稚園	33,698
つくし幼稚園	45,577
つつじがおか幼稚園	27,009
鶴川シオン幼稚園	25,172
鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属	60,712
鶴川若竹幼稚園	60,197
帝京大学幼稚園	32,890
帝京にしき幼稚園	49,778
帝京めぐみ幼稚園	23,490
帝京幼稚園	44,345
貞静幼稚園	27,677
田園調布雙葉小学校附属幼稚園	18,725
天使幼稚園	40,368

	(単位: 千円)
学校名称	補助金額
道灌山幼稚園	44,985
東京いづみ幼稚園	57,539
東京大谷幼稚園	37,307
東京音楽大学付属幼稚園	15,818
東京家政大学附属みどりヶ丘幼稚園	25,026
東京昭和幼稚園	33,269
東京女子学院幼稚園	45,190
東京成徳短期大学附属幼稚園	54,366
東京多摩幼稚園	37,723
東京都市大学二子幼稚園	32,328
東京ゆりかご幼稚園	49,399
東京幼稚園	46,021
東江幼稚園	25,545
東光幼稚園	29,951
同仁美登里幼稚園	37,395
東星学園幼稚園	21,126
桐朋幼稚園	11,871
東洋英和幼稚園	17,799
常盤ヶ丘幼稚園	23,454
常盤台めぐみ幼稚園	15,355
ときわ幼稚園	29,184
徳丸幼稚園	60,181
徳持幼稚園	32,083
豊島なでしこ幼稚園	31,039
友の季ひまわり	32,892
豊多摩幼稚園	15,632
な なおび幼稚園	41,015
長崎幼稚園	19,629
中条幼稚園	21,534
長沼幼稚園	35,993
なかの幼稚園	62,292
なかよし幼稚園	31,019
なぎさ幼稚園	39,479
成増すみれ幼稚園	42,813
南蒲幼稚園	28,356
西荻学園幼稚園	19,625
西荻まこと幼稚園	28,122
日新幼稚園	29,475
日体幼稚園	37,414
新渡戸文化幼稚園	29,923
二ノ江幼稚園	55,121
日本音楽学校幼稚園	20,941
日本女子体育大学附属みどり幼稚園	36,972
日本女子大学附属豊明幼稚園	34,242
日本大学幼稚園	29,772
ぬくい南幼稚園	32,074
練馬幼稚園	70,296
野方学院幼稚部	25,552
のぞみ幼稚園(足立区)	14,772
のぞみ幼稚園(杉並区)	41,370
伸びる会幼稚園	53,607
は 八王子桑の実幼稚園	50,856
八王子実践幼稚園	38,625
八王子白百合幼稚園	63,523
八王子すみれ幼稚園	31,587
八王子幼稚園	14,822
鳩の森八幡幼稚園	36,083
はなぞの幼稚園	42,046
はなぶさ幼稚園	65,218
パール幼稚園	42,051

第4章 資 料

● 幼稚園（学校法人）

学校名称	(単位:千円) 補助金額
東一の江幼稚園	45,613
東立川幼稚園	24,792
ビクター幼稚園	22,362
ひこばえ幼稚園	41,617
ひなぎく幼稚園	37,754
日野しらゆり幼稚園	48,225
日の出幼稚園	35,878
日出幼稚園	46,406
日野ひかり幼稚園	35,311
日野ふたば幼稚園	59,191
日野わかば幼稚園	33,371
ひまわり幼稚園	24,910
平尾わかば幼稚園	42,849
福島学園幼稚園	29,765
富士学院幼稚園	30,627
藤の台幼稚園	27,749
富士見幼稚園	43,916
藤美幼稚園	30,295
藤幼稚園	82,038
雙葉小学校附属幼稚園	17,911
双葉幼稚園	40,287
ふちえ幼稚園	45,158
府中佼成幼稚園	29,880
府中白糸台幼稚園	81,774
府中白百合第二幼稚園	62,114
府中白百合幼稚園	32,859
府中新町幼稚園	45,338
府中つくし幼稚園	38,080
府中天神町幼稚園	60,107
府中ひばり幼稚園	46,984
府中わかば幼稚園	72,010
福生多摩幼稚園	23,894
文化学園大学附属すみれ幼稚園	41,369
文京学院大学文京幼稚園	33,033
文教大学付属幼稚園	31,012
遍照院幼稚園	32,494
朋愛幼稚園	38,167
宝樹院幼稚園	27,882
宝仙学園幼稚園	45,836
豊南幼稚園	14,242
ほうや幼稚園	38,509
保恵学園幼稚園	46,636
ほぜんじ幼稚園	38,362
本所白百合幼稚園	30,216
ま前野幼稚園	33,203
まきば幼稚園	33,492
馬込なかよし幼稚園	42,682
マダレナ・カノッサ幼稚園	35,327
町田こばと幼稚園	50,564
町田こひつじ幼稚園	56,579
町田サレジオ幼稚園	19,243
町田すみれ幼稚園	38,095
町田ひまわり幼稚園	25,927
町田文化幼稚園	38,051
松沢幼稚園	33,096
ママの森幼稚園	30,745
まりあ幼稚園	37,025
マルガリタ幼稚園	37,958
まるやま幼稚園	32,696
まんとみ幼稚園	37,286

ま

学校名称	(単位:千円) 補助金額
三宿さくら幼稚園	34,335
瑞穂のぞみ幼稚園	19,161
みずほ幼稚園	52,036
みそら幼稚園	37,042
三鷹小鳩幼稚園	30,302
三鷹のぞみ幼稚園	62,164
三鷹双葉幼稚園	39,860
三鷹みずほ幼稚園	45,904
みたから幼稚園	36,666
みたけ幼稚園	33,095
道塚幼稚園	33,559
緑ヶ丘幼稚園(東久留米市)	73,199
緑ヶ丘幼稚園(板橋区)	35,813
緑ヶ丘幼稚園(多摩市)	28,602
みなと幼稚園	33,851
南台幼稚園	32,896
嶺町幼稚園	24,287
みのり幼稚園	29,622
みふじ幼稚園	45,817
みやこ幼稚園	20,584
みやしろ幼稚園	43,104
みやま幼稚園	30,542
みょうじょう幼稚園	33,376
明福寺ルンビニー学園幼稚園	37,780
武蔵野音楽大学第二幼稚園	23,294
武蔵野音楽大学第一幼稚園	25,534
武蔵野学園ひまわり幼稚園	20,571
武蔵野相愛幼稚園	21,119
武蔵野大学附属幼稚園	49,510
武蔵野中央第二幼稚園	37,643
武蔵野中央幼稚園	46,878
武蔵野東第一幼稚園	43,649
武蔵野東第二幼稚園	67,215
武蔵野幼稚園	55,209
武蔵みどり幼稚園	50,214
六木幼稚園	40,784
村山いずみ幼稚園	61,017
明愛幼稚園	36,063
明昭第二幼稚園	48,757
明照幼稚園(北区)	37,941
明昭幼稚園	33,730
明照幼稚園(文京区)	33,598
明成幼稚園	52,540
明星幼稚園	42,830
明泉幼稚園	44,309
明德幼稚園	28,757
目黒サレジオ幼稚園	56,591
目黒幼稚園	45,407
目白幼稚園	14,964
百草台幼稚園	38,425
もみじ幼稚園	30,071
桃園幼稚園	21,378
や八潮幼稚園	20,630
谷戸幼稚園	45,474
やはた幼稚園	52,035
大和郷幼稚園	54,772
弥生台幼稚園	44,577
ゆかり文化幼稚園	51,260
柚木武蔵野幼稚園	57,650
夢の森幼稚園	33,602

や

● 幼稚園（学校法人）		（単位：千円）
	学校名称	補助金額
ら	梨花幼稚園	70,842
	立教女学院短期大学附属幼稚園天使園	10,548
	ルーテル羽村幼稚園	12,796
	れいがん寺幼稚園	32,671
	レストナック幼稚園	31,474
	芦花幼稚園	55,991
わ	六郷幼稚園	63,447
	稚竹幼稚園	41,184
	若竹幼稚園	39,230
	若葉会幼稚園	32,314
	若宮幼稚園	38,139
	和敬幼稚園	26,101
	和光鶴川幼稚園	24,199
	和光幼稚園（葛飾区）	20,229
	和光幼稚園（世田谷区）	26,057
	計 495校 平均補助額	38,009

● 特別支援学校		（単位：千円）
	学校名称	補助金額
	愛育養護学校	23,872
	旭出学園（特別支援学校）	134,969
	日本聾話学校	104,440
	明晴学園	85,044
	計 4校 平均補助額	87,081

● 高等学校（通信制）		（単位：千円）
	学校名称	補助金額
	NHK学園高等学校	32,411
	大原学園高等学校	10,430
	科学技術学園高等学校	13,189
	北豊島高等学校	3,664
	国土館高等学校	948
	聖パウロ学園高等学校	4,870
	東海大学付属望星高等学校	19,912
	日出高等学校	12,671
	立志舎高等学校	24,955
	計 9校 平均補助額	13,672

注）名称は全て平成30年4月1日現在

5 私立学校関係団体概要

(1) 公益財団法人東京都私学財団

平成31年3月31日現在

所在地等	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階 電話 03(5206)7921 FAX 03(5206)7927		
設立年月日	昭和56年6月1日	HPアドレス	http://www.shigaku-tokyo.or.jp

役職員等	代表者	理事長 實吉 幹夫				
	役員 (理事)等	理事 24名 評議員 26名 監事 3名				
		理事長 實吉 幹夫	理 事	高橋 あゆち	理 事	清水慶三郎
		理事長代理 近藤 彰郎	〃	中川 武夫	〃	大森 隆實
		運営理事 長塚 篤夫	〃	重永 睦夫	〃	大久保 力
		〃 小泉 清裕	〃	加藤 篤彦	〃	村山 寛司
		〃 友松 浩志	〃	滑川 良一	〃	浜 佳葉子
		〃 山中 祥弘	〃	岡本 比呂志	〃	石井 玲
		理 事 清水 哲雄	〃	佐野 陽子	監 事	畑澤 正一
		〃 平方 邦行	〃	田辺 邦子	〃	石橋 恵二
〃 松谷 茂	〃	吉田 晋	〃	和田 義博		
事務局	事務局長 後藤 和宏		職員数	44名（管理職5名・一般職39名）		
事業内容	目 的	東京都内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、東京都民の修学上の経済的負担を軽減するための総合的な援助を行い、もって東京都における教育文化の高揚に資することを目的とする。				
	事業内容	Ⅰ 私立学校における教育環境の充実・向上のための支援 (1)学校施設の整備等のための融資・助成 (2)教育設備の改善・充実のための助成 (3)教職員の待遇安定化のための資金の交付 (4)教職員の資質向上のための研修・助成 (5)学校経営に関する助言・相談 (6)学業優秀者等の顕彰 (7)私立学校に関する広報活動 Ⅱ 都民の修学上の経済的負担を軽減するための支援 (1)保護者の負担を軽減するための融資・助成 (2)生徒を支援するための貸付・助成				
	会員等の 状況	会員 校数 1,535校（加入率 82.0%）※平成30年12月31日現在 ＊振興事業又は退職資金事業に加入する会員数である。 （学校種別内訳：幼稚園 771、小学校 53、中学校 186、 高等学校 240、 特別支援学校 3、高等専門学校 1、専修学校及び各種学校 281）				
財務内容	基本財産	1,375,000,000円のうち、都出資金 200,000,000円（14.5%）				
	収支の 状況	（単位：千円）				
		区分	28年度決算	29年度決算	増減率	30年度予算
		収入総額A	37,756,868	41,197,204	9.1%	51,936,702
		都補助金額B	14,525,607	21,845,877	50.4%	28,916,014
		B／A	38.5%	53.0%	14.5ポイント	55.7%
支出総額	37,746,887	41,183,797	9.1%	51,917,749		
その他	（公財）東京都私学財団は、平成15年4月1日、（財）東京都私立学校教育振興会と（社）東京都私学退職金社団とが組織・事業統合して発足した。 平成23年4月1日より、公益財団法人東京都私学財団に移行。					

(2) 日本私立学校振興・共済事業団（共済事業本部）

平成31年2月28日現在

所在地等	〒113-8441 文京区湯島 1-7-5 電話 03(3813)5321 FAX 03(3813)5356		
設立年月日	平成10年1月1日	HPアドレス	https://www.shigaku.go.jp

役員等	代表者	理事長 清家 篤				
	役員 (理事)等	理事 10名 監事 2名 共済運営委員会 21名				
		理事長 清家 篤	理 事 酒井 薫	監 事 鳥井 幸雄		
		理 事 吉田 和文	〃 小野 祥子	武井 裕		
		〃 西山 晋	〃 近藤 彰郎			
〃 谷地 明弘		〃 佐久間勝彦				
〃 小谷 隆之	〃 赫 彰郎					
事務局	審議役 倉沢 隆行	職員数	240名（管理職34名・一般職206名）			
事業内容	目 的	私立学校の教育の充実・向上及びその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。				
	事業内容	共済制度 (1)短期給付事業 加入者とその家族の病気、怪我、出産、死亡、災害等定められた給付金を支払う。 (2)年金等給付事業 加入者の退職・老齢、障害、死亡による年金、一時金を支払う。 (3)福祉事業 保健事業、医療事業、宿泊事業、貯金事業、積立共済年金事業、共済定期保険事業、貸付事業を行っている。				
	加入者等の状況	(東京都) 加入学校数 1,901校(31年2月末現在) [大学、短大、高専を含む] 加入者数 119,090人(31年2月末現在) [大学、短大、高専を含む]				
財務内容	基本財産	－ 円				
	収支の状況	【厚生年金勘定収支】 (単位:千円)				
		区 分	28年度決算	29年度決算	増減率	30年度予算
		収入総額A	922,200,624	975,653,124	5.8%	1,012,408,771
		都補助金額B	1,584,236	1,612,264	1.8%	1,669,160
		B/A	0.17%	0.17%	△0.01ポイント	0.17%
支出総額	884,162,826	873,549,905	△1.2%	943,378,301		
その他	平成10年1月1日に、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合が解散し、同財団・同共済の一切の権利及び義務を承継して、日本私立学校振興・共済事業団が設立された。					

第4章 資 料

(3) 東京私立初等学校協会

平成31年3月31日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 6 階 電話 03(3261)2934 FAX 03(3261)3003		
結成年月日	昭和9年11月15日	HPアドレス	http://www.shigaku.elementary-school.tokyo

役員等	代表者	会長 小泉 清裕 昭和女子大学大学院文学研究科特任教授				
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 3名 理事 6名 監事 2名				
		会 長 小泉 清裕 理 事 児玉 宏之 監 事 佐藤 有子 副会長 重永 睦夫 " 味形 修 " 山口 博子 " 木村 修二 " 横山 豊治 " 中村 貞雄 " 南部 浩士 " 山崎 昭彦 " 島野 歩				
		事務局	事務局長 清水 良一	職員数	4名（管理職1名・一般職3名）	
事業内容		目 的	東京私立初等学校の相互の提携協力によって初等教育の充実向上を図ることをもって目的とする。			
	事業内容	(1) 初等教育に関する調査研究とその発表 (2) 学校運営に関する研究調査 (3) 教職員の資質向上のための研修 (4) 日本私立小学校連合会との連絡提携 (5) 私立学校教育振興のための連絡提携 (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業				
	会員等の 状況	加盟校 54 校				
財務内容	基本財産	－ 円				
	収支の 状況	(単位:千円)				
		区分	28年度決算	29年度決算	増減率	30年度予算
		収入総額	90,638	65,027	△28.3%	70,194
		(公財)私学財団 からの負担金収入	8,417	8,417	0.0%	9,067
	支出総額	89,392	61,158	△31.6%	76,158	
その他						

第4章 資 料

(5) 公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会

平成31年3月31日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 3 階 電話 03(3262)3666 FAX 03(3264)6195		
設立年月日	昭和 34 年 12 月 1 日	HPアドレス	http://toshiyo-ken.net/

役職員等	代表者	理事長 加藤 篤彦 武蔵野東第二幼稚園園長 電話 0422(53)4367〔幼稚園電話〕				
	役員 (理事)等	理事 15 名 監事 2 名				
		理事長 加藤 篤彦	理 事 當麻 悦子	監 事 山口 善久		
		常務理事 関 政子	〃 月本 喜久	〃 角本 史夫		
		理 事 浅見 均	〃 友松 浩志			
		〃 上園佳與子	〃 中田 徳彦			
		〃 請川 滋大	〃 永田 陽子			
		〃 木崎 曜子	〃 花輪 充			
		〃 塩野 治	〃 松村 和子			
	〃 関岡 貴之					
事務局	事務局長 高畑 崇久	職員数	7 名（管理職 2 名・一般職 5 名）			
事業内容	目 的	会員相互の協力によって幼児教育の充実と向上を図るとともに、幼稚園教職員の研修や資質の向上及び幼児の保護者等への幼児教育情報の普及を通じて、東京都内におけるすべての子どもの幸せに寄与することを目的とする。				
	事業内容	(1) 幼児教育の質の向上に資するための研修及び研究、調査 (2) 幼稚園教育に関する研究、調査 (3) 幼稚園の運営・管理に関する研究、調査 (4) 幼児教育情報の社会への発信、普及 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
	会員等の状況	792 園				
財務内容	基本財産	50, 000, 000 円				
	収支の状況	(単位:千円)				
		区分	28 年度決算	29 年度決算	増減率	30 年度予算
		収入総額	107, 358	110, 685	3. 1%	106, 299
		都からの委託料 又は分担金	13, 240	13, 240	0. 0%	13, 100
		(公財)私学財団 からの負担金収入	8, 328	8, 328	0. 0%	8, 328
	支出総額	103, 484	100, 953	△2. 4%	104, 890	
その他						

(6) 東京都私立幼稚園連合会

平成31年3月31日現在

所在地等	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 3 階 電話 03(3262)3666 FAX 03(3264)6195		
設立年月日	平成4年5月12日	HPアドレス	http://toshiyo.net/

役職員等	代表者	会長 友松 浩志 真理学園理事長 電話 03(3251)8683〔幼稚園電話〕											
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 5名 常任理事 37名 理事 131名 監事 2名 顧問 2名											
		会 長 友松 浩志 常任理事 加藤 積一 常任理事 長谷川達郎 副 会 長 内野 光裕 〃 福井 徹人 〃 亀井 素木 〃 佐々 昌樹 〃 野上 秀子 〃 小林 弘徳 〃 田中 圭子 〃 池田 文子 〃 石田 透 〃 町山 芳夫 〃 野間久美子 〃 竹内 一雄 〃 加藤 篤彦 〃 堀江 眞嗣 〃 福田 博多 常任理事 中田 徳彦 〃 野村 良司 〃 平塚 通彦 〃 追川 恵二 〃 千葉 伸也 〃 濱川 喜亘 〃 広田 正晴 〃 湯目 英人 〃 明角 幸一 〃 関 政子 〃 二葉 昭二 〃 古庄 宏吉 〃 永田 陽子 〃 福田 大海 〃 遠藤 剛之 〃 坂本 直隆 〃 柏原 寛昭 監 事 山口 善久 〃 五島 満 〃 安藤 恵子 〃 顧 問 清水 博雅 〃 北條 泰雅											
		事務局	事務局長 高畑 崇久			職員数	7名（管理職2名・一般職5名）						
		事業内容	目 的	都内私立幼稚園の提携協力によって、私立幼稚園の自主性と公共性を発揮し、幼児教育の振興を図ることを目的とする。									
			事業内容	(1) 幼児教育に関する調査研究 (2) 私立幼稚園の管理運営に関する調査研究 (3) 私立幼稚園の充実振興のための渉外活動 (4) 設置者固有の問題を解決するための活動 (5) 私立幼稚園教職員の資質向上及び福利厚生 (6) その他目的を達成するために必要な事業									
			会員等の状況	792 園									
		財務内容	基本財産	－ 円									
			収支の状況	(単位:千円)									
				区分	28 年度決算		29 年度決算		増減率		30 年度予算		
収入総額				110, 258		120, 991		9. 7%		104, 378			
(公財)私学財団からの負担金収入	0			0		0. 0%		0					
	支出総額	114, 647		121, 560		6. 0%		104, 278					
その他													

(7) 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

平成31年3月31日現在

所在地等	〒151-0053 渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階 電話 03(3378)9601 FAX 03(3378)9625		
設立年月日	昭和 36 年 11 月 16 日	HP アドレス	http://www.tsk.or.jp

役職員等	代表者	会長 山中 祥弘 メイ・ウシヤマ学園理事長 電話 03(3408)5020〔学校電話〕					
	役員 (理事)等	会長 1名 副会長 6名 常務理事 9名 理事 12名 監事 2名 運営委員 23名					
		会 長	山中 祥弘	〃	平野 徹	〃	秋葉 英一
		副会長	多 忠貴	〃	手嶋 達也	〃	関 太
		〃	関口 正雄	〃	八尾 勝	〃	吉岡 正毅
		〃	岡本比呂志	〃	服部 浩美	〃	谷 誠
		〃	横村 一男	〃	平野公美子	〃	柴岡三千夫
		〃	清水 信一	〃	小林 光俊	〃	山崎 薫
		〃	武田 哲一	理 事	堀口 一秀	〃	守谷たつみ
		常務理事	千葉 茂	〃	後藤 修司	〃	江副 隆秀
〃		豊田 正敏	〃	鈴木 貴子	監 事	園山佐和子	
〃	坂本 歩	〃	千葉 一郎	〃	小黒 祐康		
事務局	事務局長 真崎 裕子		職員数	8名（管理職4名・一般職4名）			
事業内容	目 的	専修学校各種学校教育及び職業教育の充実振興を図るとともに、社会環境の変化やニーズに対応した教育学習、職業訓練、就労支援等の提供を行い、もって文化の高揚と社会経済の発展に寄与すること					
	事業内容	(1) 専修学校各種学校教育の充実及び向上に資する事業 (2) 職業教育に関する情報収集、研究調査及び情報提供等を行う事業 (3) 教育訓練、職業訓練、就労支援等の提供を行う事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
	会員等の状況	会員校数 344校（加入率70.6%） ※ 平成 30 年 5 月 1 日現在 都内私立専修・各種学校認可 487 校（外国人学校等含む・休校除く）に対して（分野別内訳：工業 25 校、農業 1 校、医療 52 校、衛生 64 校、教育・福祉 24 校、商業実務 41 校、服飾家政 26 校、文化教養 111 校）					
財務内容	基本財産	5,000,000 円					
	収支の状況	(単位:千円)					
		区 分	28 年度決算	29 年度決算	増減率	30 年度予算	
		収入総額	348,190	270,604	△22.3%	251,368	
		都からの委託料	10,938	10,927	0.1%	10,800	
		(公財)私学財団からの負担金収入	12,084	12,084	0.0%	12,084	
		支出総額	348,190	270,604	△22.3%	251,368	
その他							

(8) 東京都私立学校審議会

平成31年3月31日現在

設置年月日	昭和 25 年	資格・根拠	私立学校法 第 9 条			
委員等	代表者	会長 近藤 彰郎 八雲学園理事長 電話 03 (3717) 1196 〔学校電話〕				
	委員 20 名（学識経験者 5 名、私立学校関係者 15 名）					
	氏 名	現 職	所属部会			任 期
			第1	第2	第3	
	加茂川幸夫	三井住友海上火災保険（株）経営顧問	○			30. 8. 1～34. 7. 31
	三宅 広人	(公財)東京都歴史文化財団監事	◎			28. 5. 1～32. 4. 30
	澤 圭一郎	毎日新聞東京本社論説委員		◎		28. 9. 1～32. 8. 31
	大西 隆	東京新聞埼玉支局長			◎	28. 9. 1～32. 8. 31
	岸井 慶子	東京家政大学子ども支援学科教授		○		28. 5. 1～32. 4. 30
	木内 秀樹	東京成徳学園理事長		○	○	28. 5. 1～32. 4. 30
	近藤 彰郎	八雲学園理事長〔会長〕				28. 5. 1～32. 4. 30
	清水 哲雄	鷗友学園理事長		○	○	30. 8. 1～34. 7. 31
	高橋あゆち	井之頭学園理事長	○		○	30. 8. 1～34. 7. 31
	平方 邦行	工学院大学理事		○	○	28. 5. 1～32. 4. 30
	長塚 篤夫	順天中学・高等学校校長	○		○	30. 8. 1～34. 7. 31
	吉田 晋	富士見丘学園理事長	○		○	30. 8. 1～34. 7. 31
	小泉 清裕	昭和女子大学大学院文学研究科特任教授〔会長代行〕	○		○	28. 5. 1～32. 4. 30
	重永 睦夫	東京都市大学付属小学校校長		○	○	30. 8. 1～34. 7. 31
	町山 芳夫	町山学園理事長		○		30. 8. 1～34. 7. 31
	遠藤 剛之	遠藤学園理事長		○		30. 8. 1～34. 7. 31
	友松 浩志	真理学園理事長		○		28. 5. 1～32. 4. 30
	千葉 茂	片柳学園理事長	○			28. 5. 1～32. 4. 30
	山中 祥弘	メイ・ウシヤマ学園理事長	○			30. 8. 1～34. 7. 31
	平野公美子	文際学園理事	○			30. 8. 1～34. 7. 31
	(注) ◎印は各部会の主査					
	事務局	東京都生活文化局私学部私学行政課（専修各種学校担当） 電話 03(5388)3192 FAX 03(5388)1336				
事業内容	目 的	所轄庁の権限行使の際に、審議会で審議を行うことにより、私立学校の自主性を尊重する。				
	事 業 内 容	(1) 知事の諮問を受け、以下の事項について、審議する。 学校、学科、課程の設置・廃止認可、収容定員変更認可、広域通信制（通信制高等学校）に係わる学則変更認可、学校閉鎖命令、寄附行為認可、寄附行為の補充、設置者変更認可、学校法人の解散認可、学校法人の組織変更認可、学校法人の措置命令、役員の解任勧告、学校法人の解散命令、収益事業の停止命令・収益事業の種類、過剰収容の是正命令、予算の変更勧告、役員の解職勧告 (2) 私立学校に関する重要事項について、知事に建議することができる。				
その他	・原則として月 1 回開催（8 月は休会） ・会議は原則として公開。ただし、あらかじめ特に議決を経たときは非公開とすることができる。					

(9) 東京都私立学校助成審議会

平成31年3月31日現在

設置年月日	昭和 33 年	資格・根拠	東京都私立学校助成審議会条例
-------	---------	-------	----------------

委員等	代表者	会 長 荒井 文昭 首都大学東京人文社会学部教授	
	委員 15 名		
	氏 名	現 職	任 期
	あかねがくぼ かよ子	東京都議会議員（都民ファースト）	30. 11. 1～32. 10. 31
	山 田 ひ ろ し	東京都議会議員（都民ファースト）	30. 11. 1～32. 10. 31
	加 藤 雅 之	東京都議会議員（公明党）	30. 11. 1～32. 10. 31
	川 松 真 一 朗	東京都議会議員（自由民主党）	30. 11. 1～32. 10. 31
	里 吉 ゆ み	東京都議会議員（日本共産党）	30. 11. 1～32. 10. 31
	荒 井 文 昭	首都大学東京人文社会学部教授	30. 5. 1～32. 4. 30
	岩 田 三 代	ジャーナリスト	30. 5. 1～32. 4. 30
	岩 立 京 子	東京学芸大学総合教育科学系教授	30. 5. 1～32. 4. 30
	氏 岡 真 弓	（株）朝日新聞社編集委員	30. 5. 1～32. 4. 30
	宮 川 倫 子	弁護士	30. 5. 1～32. 4. 30
	近 藤 彰 郎	学校法人八雲学園理事長	30. 5. 1～32. 4. 30
	吉 田 晋	学校法人富士見丘学園理事長	30. 5. 1～32. 4. 30
	平 方 邦 行	工学院大学附属中学高等学校校長	30. 5. 1～32. 4. 30
小 泉 清 裕	昭和女子大学大学院文学研究科特任教授	30. 5. 1～32. 4. 30	
五 島 満	学校法人慈光学園理事長	30. 5. 1～32. 4. 30	
事務局	東京都生活文化局私学部私学振興課（助成担当） 電話 03(5388)3182 FAX 03(5388)1336		
	目 的	東京都私立学校教育助成条例に基づき、東京都が学校法人に対し行う助成の適正化及び効率化を図る。	
事業内容	事 業 内 容	知事の諮問を受け、補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議する。	
	その他	原則として年1回開催	

(10) 東京都と一般財団法人東京私立中学高等学校協会との連絡協議会（公私連絡協議会）

平成31年3月31日現在

設置年月日		昭和 47 年	資格・根拠	設置要綱																																																							
委員等	委員 16 名																																																										
	<table><tr><th colspan="2">役 職</th><th>氏 名</th><th>区 分</th></tr><tr><td>一般財団法人東京私立中学高等学校協会</td><td>会長</td><td>近 藤 彰 郎</td><td rowspan="7">私学協会</td></tr><tr><td>〃</td><td>副会長</td><td>實 吉 幹 夫</td></tr><tr><td>〃</td><td>副会長</td><td>平 方 邦 行</td></tr><tr><td>〃</td><td>副会長</td><td>長 塚 篤 夫</td></tr><tr><td>〃</td><td>総務部長</td><td>松 谷 茂</td></tr><tr><td>〃</td><td>広報部長</td><td>高 橋 あゆち</td></tr><tr><td>〃</td><td>総務部副部長</td><td>伊 藤 正 徳</td></tr><tr><td colspan="3">東京都生活文化局長</td><td rowspan="2">知事部局</td></tr><tr><td colspan="3">東京都生活文化局私学部長</td></tr><tr><td colspan="3">東京都教育委員会教育長</td><td rowspan="7">教育委員会</td></tr><tr><td colspan="3">東京都教育庁次長</td></tr><tr><td colspan="3">東京都教育庁教育監</td></tr><tr><td colspan="3">東京都教育庁総務部長</td></tr><tr><td colspan="3">東京都教育庁都立学校教育部長</td></tr><tr><td colspan="3">東京都教育庁指導部長</td></tr><tr><td colspan="3">東京都教育庁人事部長</td></tr></table>				役 職		氏 名	区 分	一般財団法人東京私立中学高等学校協会	会長	近 藤 彰 郎	私学協会	〃	副会長	實 吉 幹 夫	〃	副会長	平 方 邦 行	〃	副会長	長 塚 篤 夫	〃	総務部長	松 谷 茂	〃	広報部長	高 橋 あゆち	〃	総務部副部長	伊 藤 正 徳	東京都生活文化局長			知事部局	東京都生活文化局私学部長			東京都教育委員会教育長			教育委員会	東京都教育庁次長			東京都教育庁教育監			東京都教育庁総務部長			東京都教育庁都立学校教育部長			東京都教育庁指導部長			東京都教育庁人事部長		
	役 職		氏 名	区 分																																																							
	一般財団法人東京私立中学高等学校協会	会長	近 藤 彰 郎	私学協会																																																							
	〃	副会長	實 吉 幹 夫																																																								
	〃	副会長	平 方 邦 行																																																								
	〃	副会長	長 塚 篤 夫																																																								
	〃	総務部長	松 谷 茂																																																								
	〃	広報部長	高 橋 あゆち																																																								
	〃	総務部副部長	伊 藤 正 徳																																																								
	東京都生活文化局長			知事部局																																																							
	東京都生活文化局私学部長																																																										
	東京都教育委員会教育長			教育委員会																																																							
	東京都教育庁次長																																																										
	東京都教育庁教育監																																																										
	東京都教育庁総務部長																																																										
東京都教育庁都立学校教育部長																																																											
東京都教育庁指導部長																																																											
東京都教育庁人事部長																																																											
事務局	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課（計画総括担当） 電話 03(5320)6742 FAX 03(5388)1727																																																										
事業内容	目 的	高等学校教育の総合的運営とその円滑な発展に資する。																																																									
	事 業 内 容	都内の公私立高等学校における教育上の問題点について協議し、相互の連絡調整を図る。 ＜連絡協議事項＞ (1) 生徒の就学に関すること。 (2) (1)のほか、高等学校教育に関すること。 なお、特別の事項につき必要があるときは、協議会に専門委員会を置く。																																																									
その他		原則として年 2 回開催																																																									

第4章 資 料

(11) 私立学校関係団体一覧

平成31年3月31日現在

名 称	(公財)東京都私学財団	日本私立学校振興・共済事業団	東京私立初等学校協会	(一財)東京私立中学高等学校協会
設置根拠	公益法人整備法第44条	日本私立学校振興・共済事業団法	(任意団体)	一般社団・財団法人法第163条
都 補 助	有	有	無	無
代表者名	實 吉 幹 夫	清 家 篤	小 泉 清 裕 昭和女子大学大学院 文学研究科特任教授	近 藤 彰 郎 八雲学園理事長・校長
事務局長	後藤 和宏	—	清水 良一	間庭 修
事 務 局 所在地等	〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 11 階 電話 03(5206)7921 FAX 03(5206)7927	〒113-8441 文京区湯島 1-7-5 (共済事業本部) 電話 03(3813)5321 FAX 03(3813)5356	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館6階 電話 03(3261)2934 FAX 03(3261)3003	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3263)0541 FAX 03(3239)6140
関 係 全国団体			日本私立小学校連合会 〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館6階 電話 03(3261)2934 FAX 03(3261)3003	日本私立中学高等学校連合会 〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館5階 電話 03(3262)2828 FAX 03(3237)7637
名 称	(公社)東京都私立幼稚園教育研修会	東京都私立幼稚園連合会	(公社)東京都専修学校各種学校協会	東京都私立学校審議会
設置根拠	公益法人整備法第44条	(任意団体)	公益法人整備法第44条	私立学校法第9条
都 補 助	無	無	無	-
代表者名	加 藤 篤 彦 武蔵野東第二幼稚園園長	友 松 浩 志 真理学園理事長	山 中 祥 弘 メイ・ウシヤマ学園理事長	近 藤 彰 郎 八雲学園理事長・校長
事務局長	高畑 崇久	高畑 崇久	真崎 裕子	-
事 務 局 所在地等	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館3階 電話 03(3262)3666 FAX 03(3264)6195	〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館3階 電話 03(3262)3666 FAX 03(3264)6195	〒151-0053 渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル6階 電話 03(3378)9601 FAX 03(3378)9625	私学部私学行政課 (専修各種学校担当) 都庁第一本庁舎 18 階北側 電話 03(5388)3192 FAX 03(5388)1336
関 係 全国団体	全日本私立幼稚園連合会 (公財)全日本私立幼稚園 幼児教育研究機構 〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3237)1080 FAX 03(3263)7038	全日本私立幼稚園連合会 (公財)全日本私立幼稚園 幼児教育研究機構 〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館4階 電話 03(3237)1080 FAX 03(3263)7038	全国専修学校各種学校総連合会 〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 11 階 電話 03(3230)4814 FAX 03(3230)2688	全国私立学校審議会連合会 〒102-0073 千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館5階 電話 03(3262)2828 FAX 03(3237)7637
名 称	東京都私立学校 助成審議会	公私連絡協議会		
設置根拠	東京都私立学校 助成審議会条例	要 綱		
都 補 助	-	-		
代表者名	荒 井 文 昭 首都大学東京人文社会学部教授	-		
事務局長	-	-		
事 務 局 所在地等	私学部私学振興課 (助成担当) 都庁第一本庁舎 18 階北側 電話 03(5388)3182 FAX 03(5388)1336	教育庁都立学校教育課 高等学校教育課(計画総括担当) 都庁第一本庁舎 39 階 電話 03(5320)6742 FAX 03(5388)1727		
関 係 全国団体				

6 私学の成り立ち

(1) 私学の生い立ち

我が国における学校教育の生い立ちは、遠く奈良時代（710年から794年）の前に遡ると言われている。学校が初めて組織的に設けられたのは、701年の大宝律令下にいわゆる官学として設置された中央の「大学」、地方の「国学」であろうといわれている。一方、私学と見られる学校が設けられるようになったのは、平安時代（794年から1192年）に入ってからで、最も古いのは、和気広世が設けた学問研究所としての弘文院で、続いて藤原冬嗣の勸学院、在原行平の奨学院等が生まれている。

しかし、これらの私学は、その対象が貴族や豪族の子弟に限られていたということで、広く公教育的な性格を持った教育機関と言うものではなかったようである。

このような中で、私学教育の源泉と見られるものが、「綜芸種智院」の設立である。「綜芸種智院」は、828年、弘法大師（774年から835年）によって僧俗、階層を問わず、庶民一般の子弟に対する教育の重要性に着目して設けられたところに、その特色を見ることができる。

(2) 学制の制定

明治維新の官制改革を受けて、文部省が設置されたのは明治4年である。翌明治5年、太政官布告第214号により「学制」が制定された。これが、我が国における近代国家としての統一的な学校制度のはじまりである。

この学制は、身分や性別を問わず、国民皆学を基本理念とするものである。学区制が採用され、全国を8大学区に分けて1大学区を32中学区とし、さらに1中学区は210の小学区に分けられた。学区ごとに、大学、中学及び小学校をそれぞれ1校設置して、これを文部省が統括しようとするものであった。学制は、まず小学校の建設普及によって、国民教育の基礎を固めるという方針がとられた。

学制の制定は、我が国における近代国家としての学校教育制度の確立と教育の中央集権化を意図するものであり、私塾、家塾についても、国の監督下に置かれることになったが、この設立・廃止については、届出制が採用されており、いわば自由設立主義的な考え方にあった。

(3) 私立学校令

「私立学校」が制度的に明確化されたのは、明治7年の文部省布達第22号による。この布達は、官立、公立及び私立学校について定義しており、私立学校については、「老人又ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノ」と規定している。これにより、官立又は公立学校と私立学校の関係が制度上明らかにされたのである。

私立学校に関する法制は、先の諸学校令においても関係規定が置かれていたところであるが、明治32年の勅令第359号によって制定された私立学校令が、

鎌倉、室町時代には、「寺院教育」が普及するようになった。はじめは、寺院の後継者育成を目的として、僧職をめざす子弟の教育を行っていたが、次第に対象を広げ、武士や一般庶民の子弟も教育するようになっていった。足利学校や金沢文庫が知られている。

江戸時代になって、朱子学が、官学として幕府の保護を受ける一方で、諸大名独自の藩校、漢学者、国学者などによる私塾や家塾が設けられるようになった。

この私塾や家塾は、今日の中等教育又は高等教育的な性格をもっており、「読書算」という初等教育的な要素を持つ教育は、「寺子屋」教育によって行われていた。

私立学校における教育制度が、寺子屋その他の私塾にその源を発しているといわれるのは、江戸時代、私的あるいは民間の手によって、初等教育から中等教育、高等教育にかかわる教育が実践されたことによるものといえる。

明治5年の「学制」をはじめとする我が国の統一的な学校制度は、教育令、改正教育令を経て、明治19年の小学校令、中学校令、師範学校令及び帝国大学令などの学校令が制定され、その基礎の確立を見ることができる。

明治12年、学制の廃止により、新たに制定された教育令は、就学義務の緩和などを行っているが、翌13年には、一転して文部省、府知事令の権限を強化して、教育に関する国の干渉を強めている。

私立学校の設立について、学制及び旧教育令の届出制から認可制に改められたのもこのときである。

その後、これら諸学校令の改正とともに、明治36年専門学校令、大正7年大学令及び高等学校令の制定により、高等教育についての学校制度が整備され、戦後の教育改革をむかえるまでの基本的な法制度となったのである。

昭和20年の終戦にいたるまで、私立学校一般に適用されることになった。

しかし、この私立学校令は、私立学校に関して、諸学校令の規定が先に適用され、諸学校令に規定がない場合に私立学校令が適用されるという、いわば諸学校令の補完的な規定であった。教員資格、施設設備、教科編成等については諸学校令により、私立学校令の適用は、閉鎖命令、変更命令等の一般的監督規定のみであった。

私立学校令は、明治44年に諸学校令の整備と並行して改正が行われ、制度上、私立学校の財政的基盤の充実を求めるなどの整備が図られた。

私立学校令の内容は、おおむね次のとおりである。

- ① 私立学校は、地方長官の監督に属する（大学、高等学校は、直接文部大臣の監督下にあった）。
- ② 私立学校の設立、廃止及び設立者の変更は、監督官庁の認可を受けなければならない（私立学校の廃止及び設立者の変更は、届出事項であったものが、明治44年の改正により認可事項に改められた）。
- ③ 私立学校を設立しようとする者は、財団法人を設立しなければならない（設置者の財団法人化は、

明治44年の改正で加えられたもので、学校経営が学納金のみに頼ることなく、あらかじめ資産を保有することによって、財政基盤の確立を図ろうとしたものである）。

- ④ 私立学校の校長は、監督官庁の認可を受け、教員は、地方長官又は文部大臣の認可を受けなければならない。
- ⑤ 監督官庁は、校長又は教員が不適当と認めるときは、認可の取消し、又は解職を命ずることができる。
- ⑥ 監督官庁は、私立学校の設備授業等に関する変更命令、法令違反等に関する学校閉鎖命令をすることができる。

(4) 私立学校法の制定

昭和20年の終戦を契機として、戦前の学校教育制度及び教育行政は、全面的に改革されることになった。

同21年に新憲法が制定されると、翌22年4月1日、施行日を同じくして教育基本法並びに学校教育法が施行された。この法律は、我が国の学校制度の基本を定めたものであって、国民の教育を受ける権利の確立、教育の機会均等の保障、あるいは教育の民主化等の基本理念や諸原則を定め、戦後の新しい学校及び教育制度の基礎を確立したものであるといえる。

学校教育法は、これまでの学校の種別ごとに定められていた諸学校令を統合して、各学校の種別ごとの目的、修業年限、組織等について体系的に規定している。その内容は、憲法、教育基本法によって明らかにされた新しい教育理念を具体化したもので、教育の機会均等の実現を基本に、学制の単純化、義務教育の年限の延長を図ったことなどが従来の学校制度に比べて著しい特色となっている。

学制の単純化は、いわゆる学校体系に6・3・3・4制を導入したことであり、このことによって、進学希望者は、その能力に応じたそれぞれの段階の学校に進学できることになり、教育の機会均等の保障についても現された法制度であると言える。

このような新しい教育制度の確立とともに、私立学校については、学校が持つ公の性質にかんがみ、法律で定める特別の法人において設置することができることとなった（旧教育基本法第6条）。この定めは、私立学校が有する公共的性格を明確にしたものである。

私立学校法は、その目的を「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図る」と定めている（同法第1条）。

この私立学校の特性とは、私立学校が私人の寄付財産等によって設立・運営されることによる性格を意味するもので、国公立とは明らかに異なる性格を持っている。

また、私立学校の自主性とは、私立学校が私人の寄付財産等によって設立されることから、その運営も自律的に行われるという性格をいうものである。私立学校においては、設立者の建学の精神や学校独自の校風が強調され、所轄庁の権限は国公立の学校に比べて限定されている（同法第5条）。さらに、所轄庁が、その権限を行使するに当たっても、あらかじめ、私立大学審議会や私立学校審議会の意見を聞かなければならないことになっており、制度上、私立学校関係者の意見が大きく反映されるようになっている。

一方、私立学校にあっても、公の性質を持っていることは、教育基本法において明示されており、国公立の学校とかわることなく公教育の一翼を担っている。

そのため、私立学校にも公共性を高めることが求められている。私立学校の設置者が、民法の財団法人にかわって、学校法人という特別の法人制度によって、その組織・運営について、学校法人が解散した場合の残余財産の恣意的処分の防止を図っていること（同法第30条）、学校法人の公正な運営を期するため、役員（理事・監事）の必要最低人数を規定するとともに、同役員が特定の親族によって構成されることを禁止していること（同法第35条、第38条）、また、学校法人の運営に広く意見を反映させるため、理事長の諮問機関として、評議員会の設置を義務付けている（同法第41条から第44条まで）。

学校法人は、私立学校を設置し、管理・運営する主体である。学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の名称、種類、役員、資産等に関する所定の事項を定めて、所定の手続きを行い、所轄庁の認可を受けなければならないことになっている（同法第30条）。

いずれにしても、私立学校法は、①私立学校の自主性を尊重し、②私立学校の公共性を確保し、③さらには、憲法第89条との関連において、私立学校に対する公費助成のみちを開くという私立学校制度の画期的な改革を内容としており、今日の私立学校の発展に大きく寄与するものであったといえる。

(5) 私立学校振興助成

私立学校振興助成法は、昭和50年7月議員立法というかたちで制定され、昭和51年4月1日から施行されている。

私立学校に対する戦後の公的援助については、昭和21年から戦災復旧資金の貸付が行われてきた。さらに、昭和27年度には、産業教育の振興を図るための産業教育設備補助金が設けられ、同31年度には、理科教育設備補助金が設けられるなど、特定の目的のための助成制度ではあるが、着々と充実されてきた。

昭和45年には、私立の大学、短期大学等の教育研究の向上、学校経営の健全化を図るために、人件費を含む教育研究にかかる経常的経費に対する補助制度「私立大学等経常費補助金」が創設され、開始された。

また、都道府県においても幼稚園から高等学校までの私立学校に対する経常費補助が行えるようにするため、地方交付税制度による都道府県に対しての財源措置が講じられるようになった。

経常費補助金は、教員の人件費や、教育研究に必要な経費を対象とするということで、それまでの施設、設備の整備を中心とする融資、補助金から、質的にも大きく異なる助成制度へと拡充された。

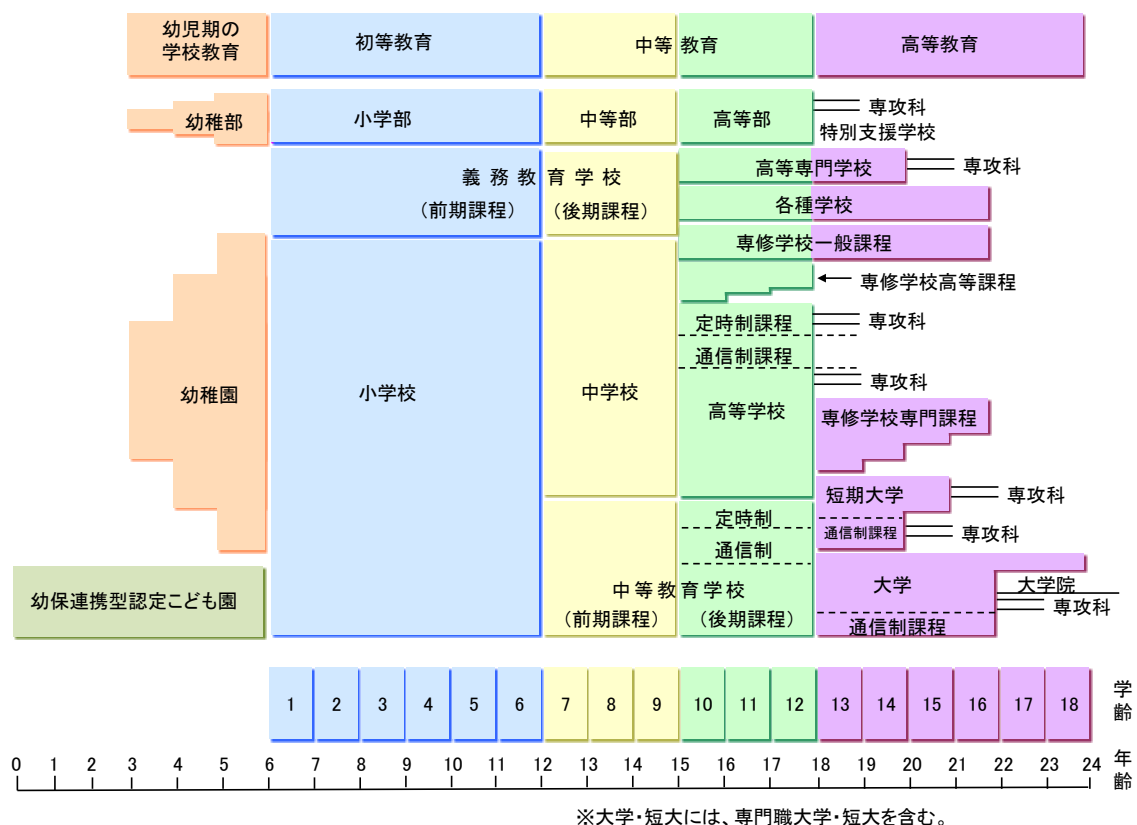
しかしながら、昭和40年代後半の物価の急騰、人件費の高騰は、設置者の自主的努力や私学助成の充実にもかかわらず、私立学校の経営に深刻な影響を及ぼすところとなり、私立学校の教育条件の維持・向上を図る観点から、昭和50年、私学団体や私学関係者等の努力によって、私立学校振興助成法が制定された。

この振興助成法は、私立学校の教育条件の維持向上、私立学校に在学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めることを目的とするものである。同法の制定により、私立大学等に対する経常費補助は、従来の、いわゆる予算補助から法律補助になるとともに、都道府県に対する国庫補助の法的根拠が明確化されることになった。

また、私立学校法第59条を改正して、公費助成に関する学校法人に対する業務、会計状況に関する報告、予算の変更及び役員解職勧告権限についても、振興助成法において定めることになった。

このように、振興助成法の制定は、公費助成の法的保障によって、私立学校の健全な発展を図ろうとするものであり、私立学校法制定以降の私立学校に関する最も重要な意義を持つものであるといえる。

〔日本の学校系統図〕



7 私立学校関連の法律

(1) 私立学校法

昭 和24年12月15日
法 律 第 270 号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第124条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第3条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第4条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第1号、第3号及び第5号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第2号及び第4号に掲げるものにあつては都道府県知事（第2号に掲げるもののうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の9第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

1 私立大学及び私立高等専門学校

2 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校

3 第1号に掲げる私立学校を設置する学校法人

4 第2号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第64条第4項の法人

5 第1号に掲げる私立学校と第2号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

第2章 私立学校に関する教育行政

(学校教育法の特例)

第5条 私立学校（幼保連携型認定こども園を除く。第8条第1項において同じ。）には、学校教育法第14条の規定は、適用しない。

(報告書の提出)

第6条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

第7条 削除

(私立学校審議会等への諮問)

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項（同法第95条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第95条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(私立学校審議会)

第9条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第10条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもって、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第11条 削除

(委員の任期)

第12条 私立学校審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第13条 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

第14条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事参与の制限)

第15条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第64条第4項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

第16条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

(運営の細目)

第17条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第3章 学校法人

第1節 通則

(資産)

第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第26条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第1項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第4章 資 料

(住所)

第27条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第28条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(準用規定)

第29条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第78条の規定は、学校法人について準用する。

第2節 設立

(申請)

第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

1 目的

2 名称

3 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。)に広域の通信制の課程(学校教育法第54条第3項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。)に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。)

4 事務所の所在地

5 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

6 理事会に関する規定

7 評議員会及び評議員に関する規定

8 資産及び会計に関する規定

9 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

10 解散に関する規定

11 寄附行為の変更にに関する規定

12 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第1項第10号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第31条 所轄庁は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

(寄附行為の補充)

第32条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第30条第1項各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

第33条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによって成立する。

(財産目録の作成及び備置き)

第33条の2 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かななければならない。

(準用規定)

第34条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第158条及び第164条の規定は、学校法人の

設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第3節 管理

(役員)

第35条 学校法人には、役員として、理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならない。

2 理事のうち1人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(理事会)

第36条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。理事(理事長を除く。)が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の職務)

第37条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

1 学校法人の業務を監査すること。

2 学校法人の財産の状況を監査すること。

3 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

4 第1号又は第2号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

5 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

6 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員の選任)

第38条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

1 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)

2 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第44条第1項において同じ。)

3 前2号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を2以上設置する場合には、前項第1号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、1人又は数人を理事とすることができる。

3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人を超えて含まれることになつてはならない。

8 学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、役員に準用する。

第4章 資 料

(役員の兼職禁止)

第39条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員の補充)

第40条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(忠実義務)

第40条の2 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第40条の3 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第40条の4 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第40条の5 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(評議員会)

第41条 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の2倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、議長を置く。

5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

第42条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

1 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

2 事業計画

3 寄附行為の変更

4 合併

5 第50条第1項第1号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第3号に掲げる事由による解散

6 収益を目的とする事業に関する重要事項

7 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとして定めることができる。

第43条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第44条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

1 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

3 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第1号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(寄附行為変更の認可等)

第45条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(評議員会に対する決算等の報告)

第46条 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第37条第3項第3号の監査報告書(第66条第4号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(会計年度)

第48条 学校法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第49条 削除

第4節 解散

(解散事由)

第50条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 1 理事の3分の2以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 2 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 3 目的たる事業の成功の不能
- 4 学校法人又は第64条第4項の法人との合併
- 5 破産手続開始の決定
- 6 第62条第1項の規定による所轄庁の解散命令
- 2 前項第1号及び第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第31条第2項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。
- 4 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(学校法人についての破産手続の開始)

第50条の2 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の学校法人の能力)

第50条の3 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第50条の4 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第50条の5 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第50条の6 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第50条の7 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第50条の8 清算人の職務は、次のとおりとする。

第4章 資 料

- 1 現務の終了
- 2 債権の取立て及び債務の弁済
- 3 残余財産の引渡し

第50条の9 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
(債権の申出の催告等)

第50条の9 清算人は、その就職の日から2月以内に、少なくとも3回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第50条の10 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第50条の11 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第50条の12 裁判所は、第50条の5の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

第50条の13 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 裁判所は、第1項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第50条の14 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第50条の15 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第50条の16 削除

(不服申立ての制限)

第50条の17 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(残余財産の帰属)

第51条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価

額に相当する金額を補助金として支出することができる。

- 4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第11条から第13条までの規定の適用があるものとする。
- 5 第2項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第3項ただし書の処置をとるものとする。
- 6 第2項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部科学大臣の所管とし、第3項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

（合併手続）

第52条 学校法人が合併しようとするときは、理事の3分の2以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第53条 学校法人は、前条第2項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、2月を下ることができない。

第54条 債権者が前条第2項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第55条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第64条第4項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）

第56条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第64条第4項の法人の権利義務（当該学校法人又は第64条第4項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期）

第57条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

第58条 削除

第5節 助成及び監督

（助成）

第59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

（措置命令等）

第60条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第1項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第5項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

- 5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
- 6 行政手続法第29条第2項及び第31条(同法第16条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第4項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 7 第4項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。
- 8 第1項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。
- 9 学校法人が第1項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができる。
- 10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 11 行政手続法第3章第3節の規定及び第3項から第6項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(収益事業の停止)

第61条 所轄庁は、第26条第1項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 1 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 2 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。
- 3 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

2 前条第2項から第8項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

(解散命令)

第62条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 3 所轄庁は、第1項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第15条第1項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - 1 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
 - 2 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第1項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。
- 5 行政手続法第3章第2節(第15条、第19条、第26条及び第28条を除く。)の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第16条第4項(同法第17条第3項において準用する場合を含む。)、第20条第6項及び第22条第3項(同法第25条において準用する場合を含む。))において準用する同法第15条第3項中「行政庁」とあり、同法第17条第1項中「第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)」とあり、並びに同法第20条から第25条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等」と、同法第25条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

- 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書を十分に参酌して第2項に規定する意見を述べなければならない。
- 7 第4項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。
- 8 第1項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

(報告及び検査)

第63条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第4章 雑則

(私立専修学校等)

第64条 第5条、第6条及び第8条第1項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。

この場合において、私立専修学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第130条第1項の都道府県知事の権限又は同法第133条第1項において読み替えて準用する同法第13条第1項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項」とあるのは「学校教育法第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。
- 3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第3章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
- 4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
- 5 第3章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。
- 6 学校法人及び第4項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第4項の法人及び学校法人となることができる。
- 7 第31条及び第33条(第5項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の場合に準用する。

(類似名称の使用禁止)

第65条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第64条第4項の法人は、この限りでない。

(実施規定)

第65条の2 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。

(事務の区分)

第65条の3 第26条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。))及び第2項(第32条第2項、第50条第3項並びに第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)、第32条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第37条第3項(第1号から第3号まで、第5号及び第6号を除き、第64条第5項において準用する場合を含む。)、第4条の4(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第40条の5(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第45条(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。))及び第4項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の7(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の13第5項(第64条第5項において準用する場合を含む。))及び第6項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の14(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第52条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第60条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第2項(第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第3項(第60条第11項、第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第9項(第64条第5項において準用する場合を含む。))及び第10項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第61

第4章 資 料

条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第62条第1項から第3項まで(第64条第5項において準用する場合を含む。)並びに第63条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(経過措置)

第65条の4 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第5章 罰則

第66条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

- 1 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠ったとき。
- 2 第33条の2の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 3 第45条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第47条第2項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 5 第50条の2第2項又は第50条の11第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 6 第50条の9第1項又は第50条の11第1項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 7 第53条又は第54条第2項の規定に違反したとき。
- 8 第61条第1項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
- 9 第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第67条 第65条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

[中略]

附 則 (平成26年6月13日法律第69号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(2) 私立学校振興助成法

昭和50年7月11日
法律第61号

(目的)

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第2条第3項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。

(学校法人の責務)

第3条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の減額等)

第5条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

- 1 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 2 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合
- 3 在学している学生数が学則に定めた収容定員に満たない場合
- 4 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合
- 5 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第6条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の1に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第4条第1項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科(短期大学及び高等専門学校の学科に限る。)がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

(補助金の増額)

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成)

第8条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教

第4章 資 料

育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第10条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第4条、第8条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和23年法律第73号)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げない。

(間接補助)

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

(所轄庁の権限)

第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 1 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 2 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 3 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 4 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第12条の2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第95条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴かなければならない。

- 2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第4項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。
- 3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。
- 4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
- 5 行政手続法第29条第2項及び第31条(同法第16条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第3項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第12条の2第1項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 6 第3項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。
- 7 前条第2号の規定による是正命令については、審査請求をすることができない。

第13条 所轄庁は、第12条第3号又は第4号の規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

- 2 行政手続法第3章第3節の規定及び前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(書類の作成等)

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し

なければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(税制上の優遇措置)

第15条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(準学校法人への準用)

第16条 第3条、第10条及び第12条から第13条までの規定は、私立学校法第64条第4項の法人に準用する。

(事務の区分)

第17条 第12条(第16条において準用する場合を含む。)、第12条の2第1項(第16条において準用する場合を含む。)及び第2項(第13条第2項及び第16条において準用する場合を含む。)、第13条第1項(第16条において準用する場合を含む。)並びに第14条第2項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

[中略]

附 則 (平成27年6月24日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

(3) いじめ防止対策推進法

平成25年6月28日
法 律 第 7 1 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当

該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複

数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において単に「地方公共団体の長」という。)」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第31条 学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため

に必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策に取り組むに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[中略]

附 則 (平成28年5月20日法律第47号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。

8 私立学校関連の条例・規則・告示

(1) 私立学校法施行細則

昭和25年4月8日
規則第51号

私立学校法施行細則を次のように定める。

私立学校法施行細則

(学校設置申請手続)

第1条 私立学校設置の認可を受けようとする者は、学校教育法施行規則第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を具し知事に申請しなければならない。

- 1 趣意書
- 2 創立費及び設置後2カ年間の事業計画及び収支予算書
- 3 校具及び教具の明細表
- 4 教職員組織表
- 5 校地、校舎、寄宿舎の平面図及び配置図、附近状況図その他建物の構造を示す図面
- 6 校地、校舎、寄宿舎の所有権を証する公の書類、貸借契約書
- 7 校地の地質、飲料水の定性分析表（上水道使用の場合を除く。）
- 8 設置者の履歴書、身分証明書及び教職の適格を証する書類
- 9 理事会決議録、寄附行為、財産目録及び最近における事業の実績（法人経営の場合のみ）
- 10 資産証明（個人経営の場合のみ）

(授業の停止)

第2条 私立学校が1カ月以上授業を停止しようとするときは、設置者において次の事項を具して知事に届け出なければならない。但し、特別な事情がなければ、6カ月をこえることはできない。

- 1 理由
- 2 児童生徒又は幼児の処置
- 3 期間
- 4 理事会決議録（法人経営の場合のみ）

(校長および教職員の採用解職報告)

第3条 私立学校において校長を定めたときは、設置者からすみやかに次の事項を具して知事に届け出なければならない。

- 1 氏名
 - 2 履歴書
 - 3 専任兼任別
 - 4 教職の適格を証する書類
 - 5 教育職員免許状の写
 - 6 採用の年月日
- 2 校長を解職したときは、設置者からその氏名および解職の年月日を添具して知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定は、教職員の採用又は解職につき準用する。この場合には第1項各号による書類のほか、担任学科を具して届け出なければならない。

(私立学校審議会の名称)

第4条 私立学校法（以下法という。）第9条第1項の規定に基く私立学校審議会の名称は、東京都私立学校審議会（以下審議会という。）という。

(委員)

第5条 審議会は、教育に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する委員20人をもつて組織する。

第6条から第10まで 削除

(収益事業の種類)

第11条 法第26条第2項の事業の種類は、知事の所轄に属する学校法人及び法第64条第4項の法人については、知事が定め告示する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、東京都生活文化局私学部において処理する。

(私立専修学校及び私立各種学校の準用)

第13条 第1条から第3条までの規定は、私立専修学校及び私立各種学校に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和25年3月15日から適用する。

明治45年東京「府令」第15号私立学校令および私立学校令施行規則実施に関する規程は、廃止する。

附 則 (昭和46年規則第276号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和46年度においては、改正後の第13条第1項中「当該年度の6月30日」とあるのは、「昭和47年1月31日」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和50年規則第6号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第130号)

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則 (昭和55年規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第123号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年規則第119号)

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第140号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第67号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の私立学校法施行細則第5条の規程は、施行日以降に行われる委員の任命について適用する。

附 則 (平成19年規則第145号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第161号)

この規則は、平成22年7月16日から施行する。

(2) 私立学校法第26条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類

平成21年4月1日
東京都告示第511号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項の規定に基づき、東京都私立学校審議会の意見を聴いて、平成19年東京都告示第152号（私立学校法第26条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の全部を次のように改正する。

私立学校法第26条第2項の規定により、東京都知事の所轄に属する学校法人（同法第64条第4項の法人を含む。）の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。

第1 私立学校法第26条第1項の規定により、学校法人の行うことのできる収益事業の種類は、第2に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 1 経営が投機的に行われるもの
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 3 規模等が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 4 学校法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの
- 5 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 6 その他内容、経営方法等が当該学校法人としてふさわしくないもの

第2 収益事業の種類は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 1 農業、林業
- 2 漁業
- 3 鉱業、採石業、砂利採取業
- 4 建設業
- 5 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 6 電気・ガス・熱供給・水道業
- 7 情報通信業
- 8 運輸業、郵便業
- 9 卸売業、小売業
- 10 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 11 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- 12 学術研究、専門・技術サービス業
- 13 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 14 生活関連サービス業、娯楽業（「遊技場」に関するものを除く。）
- 15 教育、学習支援業（「学校教育」及び「学習塾」に関するものを除く。）
- 16 医療、福祉
- 17 複合サービス事業
- 18 サービス業（他に分類されないもの）

第3 前項各号に掲げる事業には、当該学校法人の設置する学校の教育の一部及びこれに類する事業、又はこれに附随して行われる事業を含まないものとする。

第4 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

(3) 都知事を所轄庁とする学校法人の監査事項の指定

平成28年3月31日
東京都告示第541号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法人が、同条第二項の規定により、都知事に届け出る平成二十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

平成十九年東京都告示第四百七十四号及び同第四百七十五号は、平成二十七年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用をもって廃止する。

平成28年3月31日

東京都知事 舩添 要一

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

(4) 東京都私立学校教育助成条例

昭和53年3月31日
東京都条例第10号

東京都私立学校教育助成条例を公布する。

東京都私立学校教育助成条例

東京都私立学校教育助成条例（昭和26年東京都条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、私立学校の振興を図るため、東京都（以下「都」という。）が学校法人に対して行う助成に関し、必要な事項を定めるほか、私立の学校の振興に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「学校法人」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。

2 この条例において「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、学校法人が都の区域内に設置するものをいう。

3 この条例において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。

4 この条例において「助成」とは、学校法人に対し補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で貸付金をし、その他財産を譲渡し、若しくは貸し付けることをいう。

（平12条例17・平19条例33・平19条例131・平26条例118・一部改正）

（経常的経費についての補助）

第3条 都は、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校における教育に係る経常的経費について予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

3 前項に定めるもののほか、第1項に規定する補助に関し、補助の算定方法その他必要な事項は、東京都私立学校助成審議会に諮つて知事が定める。

（その他の助成）

第4条 都は、前条第1項に規定するもののほか、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校の施設及び設備の改善その他知事が教育の振興上必要と認める事項について助成することができる。

（補助金の増額）

第5条 知事は、私立学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第3条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

（補助金の減額等）

第6条 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、第3条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

1 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

2 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

3 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

2 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が前項の各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第3条第1項の規定による補助金を交付しないことができる。

（助成の申請）

第7条 この条例による助成を受けようとする学校法人は、規則の定めるところにより申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

(助成の決定等)

第8条 知事は、前条の申請書等の提出があつた場合には、その内容を審査し、助成の目的に適合すると認めたときは、助成の決定をするものとする。

2 知事は、前項の助成の決定をする場合において、その目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の取消し等)

第9条 知事は、助成の決定を受けた学校法人又は当該学校法人の設置する私立学校が第6条第1項の各号の一に該当する場合、申請書等に不実の記載をした場合又は助成の目的、決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合には、その状況に応じ、当該学校法人に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成がされているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(準学校法人等への準用等)

第10条 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校を設置する学校法人に対して第3条から前条までの規定を適用する場合には、第3条から第6条まで及び前条の規定中私立学校のうちには私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

2 第3条から前条までの規定は、私立学校法第64条第4項に規定する法人に準用する。この場合において、第3条から第6条まで及び前条の規定中「私立学校」とあるのは「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

(平19条例131・一部改正)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都私立学校教育助成条例に基づき行つた助成に関しては、なお従前の例による。

(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

3 第3条から第7条まで及び第9条の規定中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人を除く。)及び同法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

(平19条例33・平19条例131・平26条例118・一部改正)

(東京都私立学校助成審議会条例の一部改正)

4 東京都私立学校助成審議会条例(昭和33年東京都条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成12年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第33号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第131号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定(「第9条」を「前条」に改める部分に限る。)及び同条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成19年12月26日)

第4章 資 料

附 則（平成26年条例第118号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

附 則（平成28年条例第21号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(5) 東京都私立学校教育助成条例施行規則

昭和53年5月19日
東京都規則第82号

東京都私立学校教育助成条例施行規則を交付する。
東京都私立学校教育助成条例施行規則

(経常的経費の範囲)

第1条 東京都私立学校教育助成条例(以下「条例」という。)第三条第二項の規則で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

- 1 教員等(私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園(以下「私立幼稚園等」という。)の園長、校長、副園長、副校長、教頭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、講師として知事が定める者をいう。以下同じ。)の給与に要する経費
- 2 職員(教員等以外の私立幼稚園等の職員のうち、知事が定める者をいう。)の給与に要する経費
- 3 幼児、児童又は生徒(以下この項において「幼児等」という。)の教育又は教員等が行う研究に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水費その他の教育研究経費
- 4 幼児等の厚生補導に直接必要な経費で知事が定めるもの

2 前項各号の経費の範囲は、知事が定める。

(平2規則105・平12規則102・平19規則23・平19規則257・一部改正)

(申請書の記載事項及び関係書類)

第2条 条例第七条で定める申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 申請法人の名称、理事長名及び所在地
 - 2 助成の対象となる事務又は事業(以下この項において「助成事業」という。)の目的及び内容
 - 3 助成事業に係る経費の配分、経費の使用目的、助成事業の完了の予定期日その他 助成事業の遂行に関する計画
 - 4 助成事業に係る額及び算出の基礎
 - 5 その他知事が定める事項
- 2 前項の申請書には、知事が定める関係書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年規則第105号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二年度分の経常的経費の算定から適用する。

附 則(平成12年規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第257号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1項第1号の改正規定中「教頭」を「副園長、副校長、教頭」に改める部分は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第92号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第114号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 東京都私立学校助成審議会条例

昭和33年4月1日
東京都条例第10号

(設 置)

第1条 東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき東京都が学校法人に対し行う助成の適正化及び効率化を図るため、知事の附属機関として、東京都私立学校助成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議する。

(組 織)

第3条 審議会は、知事が任命または委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長の設置・権限)

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招 集)

第6条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(委 任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(7) 東京都育英資金条例

平成17年3月31日
東京都条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、東京都の区域内（以下「都内」という。）に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する者のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資金の一部（以下「奨学金」という。）を貸し付ける事業（以下「育英資金貸付事業」という。）を行う者を支援することにより、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的とする。

(事業の支援)

第2条 東京都は、この条例及びこの条例に基づく東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、育英資金貸付事業を行う者として規則で定めるもの（一団体に限る。以下「指定団体」という。）に対し、その事業の実施に必要な支援を行うものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）をいう。
- 2 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校をいう。
- 3 専修学校 法第124条に基づき設置された専修学校の高等課程及び専門課程をいう。
- 4 奨学生 次条第2項に規定する育英資金貸付事業により奨学金の貸付けを受ける者をいう。

(補助の実施)

第4条 第1条の目的を達成するため、知事は、指定団体に対し、育英資金貸付事業に必要な経費について、予算で定めるところにより補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定による補助の対象となる育英資金貸付事業は、次条から第10条までに定めるところにより行うものとする。

(奨学金の借受け資格)

第5条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 1 貸付けを開始する月（貸付けの対象となる期間の最初の月をいう。以下同じ。）の初日に、都内に住所を有すること。
 - 2 貸付けを受ける者を所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第34号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として知事が定めるものがある場合は、これらの者が、貸付けを開始する月の初日に、都内に住所を有すること。
 - 3 同種の資金を他から借り受けていないこと。
 - 4 第3条第1号から第3号までに掲げる学校に在学していること（高等専門学校及び専修学校の専門課程にあっては、当該学校が都内に所在するものに限る。）。
 - 5 勉学意欲がありながら、経済的事由により修学が困難であること。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、日本国籍を有しない者は、規則で定める要件を備えていなければならない。
- 3 第1項各号の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その一部を適用しないことができる。

(奨学金の貸付額等)

第6条 奨学金の貸付額は、別表に掲げる額とする。

- 2 奨学金を貸し付けることができる期間は、貸付けを開始する月から奨学生が在学する学校の修業年限の終わる月までとする。

第4章 資 料

(奨学金の打切り)

第7条 指定団体は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを打ち切ることができる。

- 1 第5条第1項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
 - 2 東京都の区域外に転出したとき。
 - 3 死亡したとき。
 - 4 奨学金の貸付けを辞退したとき。
 - 5 不正な手続により奨学金の貸付けを受けたとき。
 - 6 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用したとき。
 - 7 前各号に掲げるもののほか、奨学金を貸し付けることが適当でないとし事が認めるとき。
- 2 指定団体は、規則で定めるところにより、奨学金の貸付けを休止することができる。

(返還方法)

第8条 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月から起算し六月を経過した後、規則で定めるところにより、指定団体に返還しなければならない。

- 2 指定団体は、奨学金の借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付総額の全部又は一部について繰上返還を命ずることができる。
- 1 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用していたとき。
 - 2 不正な手続により奨学金の貸付けを受けていたとき。
 - 3 住所又は氏名の変更その他規則で定める事項の届出を怠ったとき。
 - 4 前項に規定する奨学金の返還を怠ったとき。

(奨学金の利子)

第9条 奨学金は、無利子とする。

(返還金の減免及び猶予)

第10条 指定団体は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

- 1 死亡したとき。
 - 2 精神又は身体の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき。
 - 3 前二号に掲げる場合のほか規則で定める事由に該当するとき。
- 2 指定団体は、災害その他の特別の事由により借受者の奨学金の返還が困難になったと認められるときは、規則で定めるところにより返還を猶予することができる。

(補助の条件)

第11条 知事は、第4条第1項の補助金（以下「補助金」という。）を交付する際に、次の条件を付するものとする。

- 1 奨学金の貸付けを受けようとする者に対して、連帯保証人を立てさせること、又はこれに準ずる措置をとらせること。
- 2 奨学生の選考に当たっては、その公正を期すため、関係機関からの推薦者をもって構成する選考委員会を設置し、奨学生の選考に関する事項について諮ること。
- 3 借受者が奨学金の返還を遅滞した場合は、督促の上、規則で定めるところにより違約金を徴収すること。
- 4 返還金の不納欠損処理は、規則で定めるところにより実施すること。
- 5 育英資金貸付事業について経理を明確に区分すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めること。

(報告及び検査)

第12条 指定団体は、補助金の交付を受けた事業について、規則で定めるところにより知事に実施状況を報告しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、その職員に指定団体における東京都の補助に係る育英資金貸付事業の業務の状況を検査させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の東京都育英資金貸付条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により、平成17年度の奨学生と決定することを予定された奨学生採用候補者として通知を受けた者（以下「採用候補者」という。）については、指定団体は、育英資金貸付事業（第4条第2項に規定する育英資金貸付事業をいう。第4項において同じ。）の奨学生として採用しなければならない。ただし、奨学生として採用しようとする際、当該採用候補者が、旧条例第3条第1項各号に掲げる要件に該当しない場合は、この限りでない。
- 3 この条例の施行の際、旧条例の規定により現に奨学金の貸付けを受けている者又は奨学金の貸付けを受けた者で奨学金の返還を終了していない者については、旧条例は、この条例施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第3条第1号から第3号までに掲げる学校に平成17年3月31日以前に在学しているものであって、この条例の施行の日以降に育英資金貸付事業の奨学生として採用される者に対する奨学金の貸付額については、第6条の規定にかかわらず、旧条例別表の例による。この場合において、同表備考中「知事は特別の理由があると認めるときは、」とあるのは「指定団体は特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年東京都条例第34号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年東京都条例第130号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年東京都条例21号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都育英資金条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成21年4月1日以後に改正後の条例第3条第1号から第3号までに規定する学校（以下「学校」という。）に入学する者で新たに奨学金の貸付けを受けようとするものについて適用し、同年3月31日現在学校に在学する者で、既に奨学金の貸付けを受けているもの又は新たに奨学金の貸付けを受けようとするものについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	奨学生の種類	貸付額（月額）
高等専門学校又は高等学校	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する高等学校の生徒	18,000円
	私立の高等専門学校又は高等学校の生徒	35,000円
専修学校の専門課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程の生徒	45,000円
	私立の専修学校の専門課程の生徒	53,000円
専修学校の高等課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程の生徒	18,000円
	私立の専修学校の高等課程の生徒	35,000円

備考 指定団体は特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒にあっては月額35,000円以内、私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程の生徒にあっては月額40,000円以内で奨学金の貸付額を定めることができる。

(8) 東京都いじめ防止対策推進条例

平成26年7月2日
東京都条例第103号

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）であつて、都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が設置するもの並びに学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(都の責務)

第5条 都は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(東京都いじめ防止対策推進基本方針)

第9条 都は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を東京都いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(東京都いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される東京都いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

1 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項

2 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

3 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(東京都教育委員会いじめ問題対策委員会)

第11条 基本方針に基づく都におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。

6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

第4章 資 料

(東京都いじめ問題調査委員会)

第12条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、知事の諮問に応じ、都若しくは学校法人又はそれらの設置する学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。

3 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、知事が任命する委員10人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、知事が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。

6 調査委員会を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告する。

7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。